

第1節 都市の防災構造強化

都市の発展・拡大にともなう、都市基盤が高度化・複雑化するとともに、災害による被害もまた大規模化するのが常である。そのため、災害ポテンシャルは増大を続け、東海豪雨、阪神・淡路大震災、東日本大震災の例を引くまでもなく、多種多様な災害の発生が予測される。このため、地域の実態に則した都市の防災構造強化は重要かつ緊急の課題である。風水害や地震の防災面に重点をおき、都市の防災構造強化をこれまで以上に積極的に推進する必要がある。

第1 都市計画

1 土地利用計画

土地利用計画については、名古屋市都市計画マスタープランにおける都市構造や土地利用の方針を基本として用途地域等の地域地区を定め、望ましい市街地の形成を誘導することとしている。郊外部の低層・低密度で居住機能が中心の土地利用形態から、中心部へ近づくにしたがって、商業、業務などの他の都市機能との複合度を高め、高層・高密化する段階的な構成を基本とする。都心域には主に商業系用途地域を指定し、市街域のうち郊外部は主に住居専用地域、住居地域、それ以外の市街域には、住居系用途地域その他商業系・工業系用途地域を指定する。港・臨海域は工業、港湾等の土地利用を基本とし、工業系用途地域等を指定する。

市内の駅を中心とする駅そば生活圏において、都市機能の更なる強化と居住機能の充実を図るとともに、地域特性や地域資源の活用により駅そば生活圏全体の活性度を高めながら、大規模な災害にそなえ、防災性の高い都市構造の構築をすすめる。

2 開発行為の規制

開発許可制度は、都市計画区域内における開発行為をより有効的に規制誘導することにより、都市の将来における合理的な土地利用計画を担保するとともに段階的、計画的な市街地整備を図る手段である。開発行為の許可に際しては、無秩序な市街化による生活環境の悪化、がけ崩れ、溢水等の災害を防止するための十分な措置を講ずるとともに、開発区域の規模や予定建築物の用途に応じて公園、防火水槽等の設置を義務づける等、的確な指示、指導を行い、また、当該工事に起因する災害の発生を防止するために必要な条件を付す等、開発許可制度の厳正かつ的確な運用を図るものとする。

また、宅地造成工事規制区域については、擁壁の耐震性に関する基準を平成13年度に制定し、指導を実施している。

第2 雨水流出抑制策

都市化の進展による山林や田畑の減少は、都市全体の保水、遊水機能を低下させ、雨水の流出量の増大や流出時間の短縮化を招いている。このため、豪雨時には河川や下水道に短時間に大量の雨水が流れ込むこととなり、しばしば浸水被害が発生することとなった。また、近年は河川や下水道の計画レベルを超える豪雨が発生し、著しい浸水被害を受けている。

このような状況に早急に対応するため、河川や下水道の整備を進めるとともに、雨水流出抑制策の推進を図り、さらなる浸水被害の軽減に努めるものとする。

1 ため池・緑地・農地の保全

ため池保全要綱に基づき、ため池の保全に努める。また、既存緑地や湧水機能のある都市公園の保全、緑化地域制度に基づく緑地の創出及び農地の保全により、雨水流出抑制を推進するものとする。

2 雨水貯留、浸透施設の設置による雨水流出抑制の推進

透水性舗装の実施及び浸透トレンチ、浸透雨水枥等を設置することにより雨水を地中に浸透させることや、公園、校庭、集合住宅の棟間等の空間地、地下又は建築物の一部に雨水を一時的に貯留することにより、その集中的な流出を防ぐよう雨水流出抑制を図るものとする。また、浸透雨水ますや雨水タンクの設置に対する助成を行っている。

第3 地盤沈下対策

本市においては、昭和30年代に入ってから経済の高度成長にともなって、地下水の採取量も急速に増加し、地盤沈下の進行がみられた。このため、昭和35年には、名古屋市南部地域が工業用水法（昭和31年法律第146号）の地域指定を受け、揚水規制が開始された。しかし、その後も市域の南西部を中心に地盤沈下が進行し、昭和48年度の年間最大沈下量は、20cmにもなった。このため、昭和49年からは、愛知県公害防止条例（昭和46年愛知県条例第32号）及び名古屋市公害防止条例（昭和48年名古屋市条例第1号）による揚水規制を開始した。

その後地盤沈下は鈍化の傾向に転じ、昭和52年度以降、年間2cm以上の沈下域はなくなった。さらに昭和54年度以降は年間1cm以上の沈下域もなくなっていたが、昭和62年度3.8km²、平成元年度6.8km²、平成6年度42km²、平成7年度3.0km²及び平成16年度3.3km²で1cm以上の沈下域が現れた。

なお、これまでの沈下量が累積130cmを超える地点もあり、防災上の観点からの対策の充実が求められている。

従って今後とも「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき国及び濃尾平野の関係機関と連携し、また「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」に基づき、地盤沈下対策を推進していくものとする。

第4 液状化に関する情報収集

液状化が発生しやすい地盤条件としては、沖積層や埋立地などで地下水位が高く、粒径が揃った細砂や中砂を含む砂質土であるといわれている。既往の地震による液状化地域は、濃尾地震では庄内川沿いの西、中村、中川区等で、東南海及び三河地震では埋立地の多い港、南区と庄内川沿いの中川区等で確認されている。

このため、地盤データ等の地盤に関する情報収集に努める。

第5 市街地の開発・整備

既成市街地内の木造住宅密集地域、公共施設の未整備地区及び新市街地について、土地区画整理事業、市街地再開発事業等を通じ、また、民間による開発を誘導することにより、災害に強いまちづくりに努めるものとする。

本市においては、市及び組合による土地区画整理事業が広く普及しており、都市計画上の大きな特色ともなっているが、この事業により、防災施設としての機能をあわせもつ道路、公園や排水施設等を整備し、災害に備えた健全な市街地の形成を図るものとする。

現在、本市施行として、大曽根北地区、筒井地区、葵地区、大高駅前地区及びささしまライブ24地区で、また、組合施行として、上志段味地区、中志段味地区、下志段味地区及び茶屋新田地区等で土地区画整理事業を実施している。

第6 木造住宅密集地域の改善

木造住宅密集地域の改善にあたっては、地域の主体性を尊重したきめ細かな防災まちづくりの推進により、燃え広がりにくく、避難しやすいまちを目指すものとする。

1 支援制度・規制誘導手法を組み合わせた施策展開

建物単位・道路単位・地区単位で、支援制度と規制誘導手法を組み合わせた施策展開を図る。

2 地域特性に応じた施策展開

地域の資源や雰囲気配慮するなど地域特性に応じた施策展開を図る。

3 地域課題の改善に向けた総合的な施策展開

地域の魅力を高めるため、防災に加え、生活利便、コミュニティ、防犯の視点なども含めた総合的な施策展開を図る。

第7 急傾斜地崩壊防止対策

大雨によりがけ崩れの発生のおそれのある急傾斜地は、市東部丘陵地に多数存在しており、その中でも人家密集地や学校等公共建築物の付近の急傾斜地については、急傾斜地の崩壊の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）により、愛知県知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定し、土留擁壁など崩壊防止工事を積極的に推進している。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）により、愛知県知事が指定した土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内の住民に対しては、警戒避難体制等について、充分注意を喚起しておくものとする。また、土砂災害特別警戒区域内に建てられた住宅等の移転・改修に対する助成を行っている。

この他、がけ附近地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法令に規定された技術基準により建築物の敷地、排水施設、基礎及び擁壁等の構造等に関し、規制・指導を行うものとする。

第8 宅地造成等の規制

東部丘陵地域における宅地の造成については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）により宅地造成工事規制区域を設け、がけ崩れ又は土砂の流出による災害を防止するため、一定の行為に対し必要な規制を行い、防災措置を講ずるよう指導・監督を実施していくものとする。

また、被災した宅地の応急措置及び応急復旧に際しての技術的相談、指導等を行う。

1 許可工事

宅地造成工事規制区域内において行う、一定規模以上の宅地造成工事は、市長の許可を要する。

2 協議工事

国又は地方公共団体が工事を行う場合、協議の成立をもって許可があったものとみなされるが、協議成立後の規制については、許可工事と同様とする。

3 既成宅地に対する規制

宅地造成工事規制区域内の既成宅地についても、宅地の所有者、管理者又は占有者に保全義務を課すとともに、これらの宅地について宅地造成にともなう災害防止上必要な措置をとることを勧告し、又はその設置、改造及び地形の改良のための工事を行うよう改善命令を発し、造成地の保全を図る。

4 巡視及び検査

規制区域内の巡視を常に行い、無許可の違反造成工事の防止に努めるとともに、許可工事については中間検査等を実施し、その後、工事完了の検査に合格した場合には、検査済証を交付する。

5 危険度判定

大規模風水害又は大地震により被災した宅地の崩壊による二次災害を防止するために、愛知県等関係機関と連絡調整を図り、必要な場合には被災宅地危険度判定士の協力を得て、危険度判定作業等を行う。

第9 建築物の防災対策

1 建築物に対する規制と指導

建築物に対しては、建築基準法(昭和25年法律第201号)をはじめとする関係法令によって防火、避難及び構造等に関する各種の規制が定められている。これらに基づく適正な審査、検査及び指導により、建築物における災害の未然防止及び抑止を図るものとする。

また、既存建築物のうち、「百貨店など不特定多数の人が利用する施設や高齢者・障害者等が就寝する施設等で一定規模以上の特定建築物」については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを実施することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。

2 臨海部防災区域の建築規制

港区、南区を中心とする本市西南部の低地帯の一定区域を名古屋市臨海部防災区域建築条例(昭和36年名古屋市条例第2号)により、建築基準法第39条に基づく災害危険区域として臨海部防災区域に指定している。

この地域内の建築物については、高潮、出水による災害から安全を確保するために、1階の床面の最低高さ、2階以上の階に居室設置の義務付けなどの規制をしている。

3 市営住宅の建替・改善

原則として耐用年数80年を目標として維持管理等を行う一方で、安全性確保に課題がある住棟については、優先的に建替や改善を図ることとしている。

4 市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業

市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業は、木造建築物が密集するなどの防災上の課題を持つ地区等において、建築物や公共施設等の一体的な整備を行い、土地の合理的な高度利用、建築物の不燃化及び都市機能の更新を図るものであり、防災対策上有効な事業である。

現在、本市施行として鳴海駅前地区で、市街地再開発事業を実施している。錦二丁目7番地区

では、施設建築物内に災害発生時に対応した一時退避場所及び防災備蓄倉庫が整備された民間施行の市街地再開発事業が、令和3年度末に事業が完了した。

5 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

老朽木造住宅が密集する地域において、老朽住宅等の除却、地区施設の整備等を行い、住宅事情の改善、居住環境の整備及び防災性の向上を図る。現在、筒井地区で土地区画整理事業と連携し事業を推進している。

6 超高層建築物等の長周期地震動対策

長周期地震動の影響が比較的大きいと考えられる地域内の超高層建築物等の所有者や管理者に対し、長周期地震動の建物に対する影響や対応策を周知する等のフォローアップを行う。

第10 避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針）

本市では、過去、濃尾地震（明治24年）、東南海地震（昭和19年）等の大地震を経験しているが、今後は起こりうる最大クラスの地震を想定した対策を考える必要がある。平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえ、地震・火災対策だけでなく、津波等を考慮した震災に強いまちづくりを進めるなかで、本市の都市防災構造化を図り、もって震災時における市民の生命・財産の安全を確保することを目的として「震災に強いまちづくり方針」の中で避難地、避難路等の計画を策定している。

本計画では、面積が1ha以上の公園・緑地等100箇所、約3,128haを広域避難地として設定し、幅員がおおむね15m以上の広幅員道路191路線、約685kmを避難路等の防災道路として、広域避難地を相互に結ぶとともに、必要に応じ、広域避難地への中継地等として機能する面積が1ha以上の公園等107箇所を一次避難地として位置づけている。

また、十分な避難スペースを有しない避難スペース不足区域から、外周にあり避難有効面積が大きい広域避難地へと通じる主要な路線や、津波浸水想定区域から津波浸水想定区域外へと通じる主要な路線を骨格避難路として位置づけている。

第11 建築物の耐震不燃化

地震時における建築物の安全を期するため、建築基準法による防災上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに同法及び消防法に定められた特殊建築物、大規模建築物並びに防火地域、準防火地域等の指定地域内の一般建築物に対する防火上、耐震上、避難上の構造及び施設基準に基づいて規制を行っている。これをさらに地域の特性を生かした対応となるよう検討し、建築物の耐震不燃化と火災発生の予防措置を図るものとする。また、建築物等の耐震化、がけ崩れ等による建築物の被災防止、ブロック塀等の撤去を促進するとともに、中高層建築物の窓ガラスや外装材などの破損落下及び屋外広告物の倒壊落下防止に努めるものとする。

1 建築物の耐震性の向上

(1) 一般建築物

建築物の耐震性を確保するために、建築基準法に基づく構造等の審査、指導を行う。

(2) 公共建築物

震災時において避難、救護、消火など応急対策活動の拠点となる公共建築物は、人命の安全及び円滑な応急対策活動を確保するため、地震に対して安全でなければならず、耐震性の向上

に努める必要がある。このため、防災上重要な市有建築物を新築する際には、下表のとおり、耐震基準を定め、より高い耐震性能を確保する。

特に構造体の耐震性能の向上を図るべき建築物 (防災活動中核拠点、地域防災活動拠点のうち区役所・消防署・災害医療活動拠点等)	一般建築物の1.5倍の耐力
構造体の耐震性能の向上を図るべき建築物 (上記以外の地域防災活動拠点、地域防災拠点等)	一般建築物の1.25倍の耐力

2 既設建築物の耐震性の向上

(1) 民間建築物

「名古屋市建築物耐震改修促進計画2030」に基づき、住宅や耐震診断が義務付けられた建築物等の耐震化を促進するため、啓発を行うとともに、所有者の状況に応じたきめ細かな支援を行う。

(2) 公共建築物

既設の公共建築物については、「名古屋市新世紀計画2010」実施計画及び第7節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び指定避難所である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。引き続き、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。

3 建築物の不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

各種建築物が密集している市街地では、地震・火災の発生により大きな被害が予想される。こうした被害を未然に防ぐため、個々の建築物の不燃化を図るとともに、集団的な防火規制により、火災等に強いまちづくりを進めている。防火地域は、商業地域等の高度利用を図る区域及び幹線道路の沿道等の防災上必要な区域に指定している。準防火地域は、市街化区域内で防火地域、第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域を除く区域に指定している。

(2) 特殊建築物の指導

個々の特殊建築物についての耐火、防火については、建築基準法、消防法等関係法令において各種の規制が定められており、地震火災の拡大防止のため、これらの規制に基づく審査、指導を行っている。

また、既設の特殊建築物については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを実施することにより建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。

4 がけ崩れ等による建築物の被災防止

宅地開発の進展により、がけ地や急斜面付近に宅地を造成する例が多くなっていることから、これらの場所におけるがけ崩れ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努めるものとする。

(1) がけ地等に建築物や擁壁を設ける場合は、建築基準法及び愛知県建築基準条例に規定されている

技術基準に基づき指導を行っている。また、がけ等急斜面の多い東部丘陵地域を宅地造成等規制法により「宅地造成工事規制区域」に指定し、区域内の宅地造成工事等について規制、指導を行い、宅地の安全化を図ってきたが、今後もこの制度を活用し、がけ、擁壁の崩壊などによる建築物の被災防止に努める。

- (2) 大規模盛土造成された宅地は、地震により、宅地全体が滑ったり崩れたりする滑動崩落という現象を引き起こし、建築物等に多大な被害を及ぼす可能性があることが指摘されており、本市においては、平成23年度から調査を進めてきた。

その結果、地震による滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地はなく、滑動崩落の兆候を把握するために、定期的な現地踏査による経過観察を実施している。

- (3) 崩壊の恐れがある急傾斜地について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき25か所が「急傾斜地崩壊危険区域」に指定され、有害行為の規制等を行うとともに県による崩壊防止工事が実施されるなど保全が図られており、今後もこの制度を活用し、急傾斜地の崩壊による建築物の被災防止に努める。

5 ブロック塀等の安全対策

ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、所有者による自主的な点検補強が図られるよう、技術的な相談、指導を実施する。また、民間所有の道路に面するブロック塀等を撤去する場合に助成を行っている。

6 窓ガラス、外装材等及び屋外広告物の落下防止

過去の地震の例から、窓ガラスや屋外広告物が破損落下する被害が予想されるため、所有者に落下防止対策や維持管理の徹底の意識啓発を行う。

- (1) 窓ガラス、外装材等の安全性を確保するため相談、指導を実施し、改善が図られるよう努める。
新築建築物については、建築基準法に基づき指導を実施する。
- (2) 広告塔、看板等の屋外広告物の安全性を確保するため建築基準法、名古屋市屋外広告物条例に基づき設置者等に対する指導、規制を行う。

第12 農地の防災対策

1 湛水防除

日光川流域及び新川流域一帯の農地は、低湿地帯にあり、長年の地盤沈下や地域の開発等で地域の実勢が変化し、かつ、排水末端地帯として従来から湛水の被害を余儀なくされている。本市としては、湛水防除に重要な役割を果たす排水機場について、老朽化している排水ポンプの修繕などの必要な措置を講じていく。

2 防災営農施設の確立

水路、立切、樋門等農業用諸施設の機能の強化を図る。

3 防災協力農地登録制度の推進

避難空間及び災害復旧用資材置場として活用できる農地を、所有者の協力のもとあらかじめ防災協力農地として登録することにより、地震災害発生時における市民の安全確保及び復旧活動の円滑化を図る。

(資料)

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ・地下水揚水量と地下水位・地盤沈下の関係 | (附属資料編 計画資料 14) |
| ・急傾斜地崩壊危険区域 | (附属資料編 計画資料 15) |
| ・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 | (附属資料編 計画資料 16) |
| ・宅地造成工事規制区域図 | (附属資料編 計画資料 17) |
| ・都市計画における地区の指定等 | (附属資料編 計画資料 26) |
| ・避難地、避難路等の計画（震災に強いまちづくり方針） | (附属資料編 計画資料 27) |
| ・建築物防災上の制限 | (附属資料編 計画資料 28) |

第2節 公共施設の整備（風水害対策）

河川及び都市下水施設等の整備を始め、総合的な治水対策を進めるとともに、高潮・津波対策を推進し、水害に対する事前の予防措置を計画的に進めるものとする。

また、これら公共施設は、所要の機能を発揮し災害時に被害を最小限にとどめられるよう適切な維持管理を行っていく必要がある。

第1 道路・橋りょうの整備

災害時における道路の使命は非常に大きく、被災による交通の途絶は救助や復旧作業に致命的な打撃となる。また、災害時における避難場所、防火帯あるいは消火、救護活動の動脈として道路は重要な防災施設である。ことに南部低湿地域においては、防災施設としての意義は一層重要になるので全般的な整備を促進するとともに、幹線道路については、平均潮位以上にかさ上げするものとし、他の道路についても、地盤沈下の問題や雨水排水の面との関連を考慮し整備するものとする。

さらに、橋りょうについても、道路の整備にあわせて新設、改築等の整備を図るほか、関連する事業などに応じて、その整備を進めるものとする。

特に、風水害等に対する防災の役割を果たすものとして、市南西部における戸田荒子線などの都市計画道路等の建設を促進するものとする。

第2 公園・緑地の整備

公園、緑地は、道路とともに重要な防災施設であり、災害時の避難場所、あるいは火災発生時には延焼及び飛火を防止する防火帯となり、応急救助活動、物資集積等の基地やヘリポートとしても活用することができるので、その配置と規模、施設内容等については都市防災の観点から十分考慮する。また、津波浸水想定区域内の大規模な公園においては、公園整備の機会をとらえ周辺の避難ビルの指定状況や地域の要望などを考慮し、高台等の整備を検討する。

第3 河川・下水道等の治水施設の整備

昭和54年の名古屋市総合排水計画策定以降、1時間50mmの降雨に対応する治水施設整備を進めるとともに、平成12年東海豪雨や平成20年8月末豪雨などにより、著しい浸水被害が集中した地域や都市機能の集積する地域を対象として、緊急雨水整備事業を推進してきた。また、河川については河川整備計画に基づく整備を推進し、浸水被害の軽減に努めている。しかし、近年では、地球温暖化の影響等による豪雨の増加や、土地利用の高度化などにより依然として市内各所で浸水被害が発生している。

これに対処するため、「名古屋市総合排水計画（令和元年度改定）」に基づき、河川・下水道等の治水機能を最大限発揮できるよう、治水施設の整備計画を定め、連携して対策を進めるとともに、流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて河川や下水管、排水路等を整備する他、側溝、街きよ等末端の集水機能の整備改良を図る。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新に併せた能力増強に取り組むなど、効率的な整備に努めるものとする。

1 河川の整備

河川の重要度や洪水リスク等を踏まえ、1時間63mmの降雨を安全に流下させる河川改修、流域貯留施設の整備を行う。また、庄内川、新川、天白川等の河川については、さらなる治水安全度の向上が必要なため、国土交通省及び愛知県との連携を緊密にし、河川整備が促進されるよう要望するものとする。

南海トラフ地震の被害想定に基づき、堤防の耐震対策を進めるとともに、堤防を有する区間については越水した場合でも決壊までの時間を遅らせる「粘り強い構造」とすることで、整備水準を超える降雨に対するリスクの低減に努める。

2 ため池の整備

市の管理するため池について、近年の全国的なため池の被災状況を参考に、堤体の決壊による浸水被害の発生防止に努めるなど、必要な対策を行っていく。

3 河川ポンプ施設の更新・整備

老朽化したポンプ施設を確実に更新するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。

4 下水管や排水路の整備

流域における過去の浸水被害発生状況や浸水リスク等を踏まえ、地域の状況に応じて下水管や排水路を整備する。また、既存の治水施設を最大限活用するとともに、改築・更新にあわせた能力増強に取り組むなど、効率的かつ効果的な整備に努める。

5 雨水ポンプ施設の更新・整備

老朽化したポンプ施設を確実に改築するとともに、必要に応じて排水能力を増強する。

また、災害時における浸水箇所の排水を行うため、移動用ポンプの整備、点検に努める。

6 既存施設の機能確保・活用

河川、下水道、農業用水路等が適切に機能を発揮できるよう、日常的な維持管理や計画的な点検に基づく補修、維持更新に努める。また、台風等で大雨が予想される場合は、河川ポンプで予備放流を実施し、あらかじめ河川の水位を下げておくなど、既存施設の効果的な活用や運用を図ることで、治水機能の向上を図る。なお、施設の所管局が混在する地域については、市内部の役割分担を明確にし、より効率的・効果的に管理ができる体制の構築に努める。

第4 港湾の整備（高潮・津波対策）

水防法（昭和24年法律第193号）及び災対法の趣旨に基づき、高潮・津波による災害に対しては、本市区域内の各河川及び海岸に対する必要な監視、予報、警戒、通信連絡等についての対策を「名古屋市水防計画」に定め、災害予防に努めるものとする。

特に名古屋港では、昭和34年の伊勢湾台風を教訓に、昭和36年から昭和39年にかけて高潮防波堤、防潮壁及び堀川口防潮水門等を建設し、それぞれ、港とその背後の市街地を高潮から守るとともに、水門閉鎖中の内水を排水ポンプにより排水し、市街地を浸水から守っている。

なお、これら施設の維持管理に当たっては、測量、調査を継続的に実施し、沈下部分があれば、かさ上げ工事をするとともに、防潮壁前面護岸等に老朽箇所があれば補強工事を行うなど、その管理に努める。

（資料）

- ・ 改修河川一覧 (附属資料編 計画資料 11)
- ・ 重要水防箇所 (附属資料編 計画資料 12)
- ・ 重要水防箇所（ため池） (附属資料編 計画資料 13)
- ・ 名古屋港耐震岸壁一図 (附属資料編 計画資料図 1)

第3節 公共施設の整備（震災対策）

地震による道路、公園、河川、港湾等の公共施設の被害は、震災時の避難、応急復旧などの障害になるばかりでなく、市民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことが予想される。

したがって、震災後のこれら施設の早期復旧はもちろん重要であるが、これら施設の耐震性の強化や適切な維持管理を図るなど被害を最小限にとどめる諸対策を講ずるものとする。

第1 整備方針

公共施設の耐震整備については、兵庫県南部地震以後、国等の設計基準や標準示方書等の見直しが実施されつつある状況を考慮し、これらに準拠することを第一とする。

そのうえで、「第1章 第7節 地震及び被害の想定」の結果や該当施設の用途、重要度及び耐用年数等を勘案し、整備を図る。

第2 道路・橋りょう

道路は、日常生活や物資の流通など都市の活動を支える基盤であるとともに、電線、通信回線等を収容する公共的空間の確保といった機能も併せ有している。また、震災時における避難、消防、救援活動の動脈としての役割や火災の延焼を防止するオープンスペースなど多様な機能を有する。

このことから、震災時において、道路がその機能を十分に発揮できるよう配慮して整備を図ってきたところであるが、今後も、道路防災総点検の結果を、道路の改築や都市計画道路の整備、電線類の地中化等に反映していくものとする。

なお既設橋りょうを始めとする道路構造物については、阪神・淡路大震災や東日本大震災からの教訓により、国の方針及び通達に基づき、耐震対策を実施しているところであり、橋りょうの新設・改築にあたっては、耐震性を十分配慮して整備を図るものとする。

また、名古屋高速道路については、兵庫県南部地震級の地震に耐えられることを目標として、平成9年度までに橋脚補強を、平成16年度までに単純桁の連結化、落橋防止装置の改良等の上部工に係る耐震補強を完了、耐震性に十分配慮して整備されている。

第3 公園・緑地

公園・緑地は、良好な都市環境を形成し、市民のスポーツ・レクリエーションの場・憩いの場等の役割を持つとともに、震災時には避難場所や避難路、延焼防止のためのオープンスペースとして機能を果たし、また、応急救助活動や物資集積の基地、ヘリポート、仮設住宅の建設場所として活用できる重要な施設である。

このため、公園・緑地の整備については、都市防災の観点からも十分考慮し、今後さらに強力に推進するものとする。

特に「震災に強いまちづくり方針」で広域避難地、一次避難地に指定されている公園・緑地のうち、整備の完了していない公園・緑地については、住宅密集地域における避難場所としての機能や緊急輸送道路に接し復旧・復興の拠点としての機能等が必要とされることから、今後も積極的に整備を推し進めていくものとする。

また、災害時に避難路となる緑道や避難経路上の公園・緑地についても整備に努めるものとする。

第4 河川

宅地開発による市街化の進展などに伴う雨水流出量の増大に対し、浸水被害を防止するための河川改修に努めてきたところであるが、海拔ゼロメートル地帯等の堤内地盤高が低い区間等において大規模な地震が発生すると、液状化により河川堤防が沈下して津波が越水することにより甚大な浸水被害が起こるなど二次災害が予想されることから、河川堤防、構造物の耐震性の向上を図る必要がある。

この対策として、国土交通省を始め河川管理者は、河川堤防等の耐震点検を実施しており、その結果を踏まえた耐震対策を順次行っている。

1 河川の整備

市内を流下する一級・二級河川のうち、国土交通省や愛知県の管理する庄内川、新川、天白川等については、各河川管理者が河川の整備と併せ、耐震点検により対策が必要となった区間において耐震性の向上を図っている。また、市の管理する一級・二級河川のうち、山崎川などの堤防を有する河川では耐震点検の結果、対策が必要となった区間の、耐震性の向上を図っている。

準用河川や普通河川及びその他の一般排水路については、宅地開発による市街化の進展を考慮して整備を推進するとともに、老朽化している施設についても整備に努めるものとする。また、耐震点検により対策が必要となった区間においては、耐震性の向上を図っていく。

2 ため池の整備

市の管理するため池については、利用状況を考慮しながら整備を行っていく。

また、ため池の点検を行うとともに、とりわけ大規模地震発生時における堤体の安全性を確保できるよう、必要な耐震点検、対策が必要となった箇所の耐震性の向上を図っていく。

3 既存施設の機能維持

本市管理の河川及びため池については、その管理責任者が随時巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、直ちに必要な措置を執るものとする。

第5 港湾

大地震の発生時における救援物資や応急復旧資機材の大量輸送に対応するとともに、被災地域内外の社会経済活動に及ぶ影響を最低限に抑えるため、耐震性を強化した岸壁の整備及び既設橋梁の耐震対策を実施するものとする。

また、震災時における浸水等から背後地の住民を守るため、海岸保全施設等の耐震性の強化を図るものとする。

なお、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、港湾関係者に情報共有することにより連携を強化する。

1 耐震強化岸壁の整備及び既設橋梁の耐震補強

名古屋港においては、緊急物資輸送に対応するため、昭和51年度に市街地に近い大江ふ頭に1バース、昭和63年度及び平成2年度に名古屋市の広域防災拠点である稲永、稲永東公園と連携が図れる潮風ふ頭に2バースの耐震強化岸壁を整備しており、更に金城ふ頭で1バースが概成した（災害時における緊急物資輸送の利用可能）。また、被災地域及び域外の経済社会活動に及ぶ影響を最小限に抑えるため、国際海上コンテナ輸送対応として、平成13年度及び平成24年度に合わせて鍋田ふ頭に2バース、平成17年度、平成20年度及び令和4年度に合わせて飛島ふ頭に3バースの耐震強化岸壁を整備し、更に1バースの整備を

進めている。

名古屋港港湾計画では、これらに加え、緊急物資輸送機能等を維持するため金城ふ頭に1バース、弥富ふ頭に1バース、横須賀ふ頭に1バース、北浜ふ頭に1バース、国際海上コンテナ物流機能を維持するため、飛島ふ頭に1バース、鍋田ふ頭に2バース、国際バルク物流機能を維持するため北浜ふ頭に1バースの耐震強化岸壁を位置づけている。

また、災害時の背後地域へのアクセスルートを確保するため、港内に架かる既設橋梁を、国の方針及び通達に基づき、耐震補強を実施した。

そのほか、港湾における緊急物資等の輸送拠点機能を補完する国所有（中部地方整備局管理）の浮体式防災基地（ミニフロート）を名古屋港に配備している。

2 海岸保全施設の地震・津波対策（液状化対策）

これまでにガーデンふ頭西地区、大手ふ頭東地区、大手ふ頭南地区、築地東ふ頭地区及び潮風ふ頭鴨浦地区の整備が完了している。

現在、築地・ガーデンふ頭地区、大手ふ頭西地区、大江ふ頭地区、大江川地区、昭和ふ頭地区及び潮見ふ頭地区において整備を進めている。

また、今後も平成27年度に愛知県が策定した三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画に基づき、対策を推進していく。

3 防潮壁の嵩上げ

昭和40年から水準測量を実施し、名古屋港基準面（N. P）プラス6m（一部は6.5m）より沈下した防潮壁について、順次嵩上げを実施してきたが、今後とも沈下の推移をみながら必要に応じて嵩上げ等を実施する。

4 高潮防波堤の補強

東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を実施し、平成28年度に整備が完了した。また、津波観測体制の強化を図るため、伊勢湾口にGPS波浪計が平成25年度に設置され観測を開始している。

5 堀川口防潮水門、中川口通船門の地震・津波対策

東日本大震災を踏まえ、堀川口防潮水門及び中川口通船門の地震及び津波に対する補強対策を実施し、中川口通船門については平成30年度に、堀川口防潮水門については令和3年度に整備が完了した。

6 走錨等に起因する事故対策

走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて対策を行う。また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて対策を行う。

第6 消防水利

消防水利には、その水を供給する条件から消火栓、防火水槽、プールなどの人工水利や河川、池、海などの自然水利があるが、震災時には、地盤の変動による水道管の破損などにより、消火栓の機能低下が予想されることから耐震性防火水槽など消火栓以外の公設水利の整備に努める。また、自然水利は、調査等を通じて新たな取水可能箇所の拡充を図るとともに、プールなどについては指定消防水利に登録するなど震災時に活用できる消防水利の確保に努める。

第7 地下街

道路又は駅前広場の地下に設置された地下街は、不特定多数の人が利用する公共性の高い地下空間である。このため、防災、交通の処理その他の観点から、設置計画、管理等に関して、名古屋市地下街連絡協議会で連絡調整を行っている。また、関係法令に基づき関係機関が指導監督にあたっているが、地震災害にも対応できる安全空間の確保、パニックによる群衆の混乱防止や避難誘導計画について、検討を進めるものとする。

1 地下街の耐震対策

地震時に地下街利用者の安全確保を図るため、地下街の耐震補強を推進する。また、地震により内装材や各種設備が落下する可能性があるため、天井、壁体及び照明器具の固定強化や軽量化を推進する。

2 地震直後の安全対策

地下街は、関係法令等に基づき指導を行っているが、地震直後に想定されるパニック、地震による二次的被害を防止するために、次の対策を推進する。

(1) 地震直後のパニック防止

非常照明器具、誘導灯の固定強化を行い、地震直後に停電が発生した場合における明るさの確保と避難方向の明確化を図る。

また、非常放送マニュアルを作成するとともに、常に訓練を実施するよう指導し、地下街利用者に対するスムーズな情報伝達や指示についての習熟を図る。

(2) 二次的被害の防止

ア ガス保安対策

ガス器具、ガス設備の落下防止及びガス配管からの離脱防止を図るとともに、感震遮断機能を有するマイコンメーター又は感震自動遮断装置の設置を促進し、地震時におけるガスの緊急遮断を強化する。

イ 出火防止対策

レンジ又はフライヤー等厨房設備の適切な管理について啓発し、出火防止を図る。

ウ 自衛消防組織の要員の資質向上

防災センターを中心とする活動マニュアルの整備、自衛消防組織の要員に対する教育訓練の日常化、応急手当指導員の配置等を行い、自衛消防組織の要員の災害対応能力の向上を図る。

3 避難誘導対策

地震後には、地下街にいる人々を安全な場所へ避難誘導することが必要となる。

このため、避難誘導の方法、場所、経路、人員等を明確にした避難誘導計画を策定し、テナント従業員に対する日常的な教育訓練を実施するとともに、店舗のショーケース類の固定強化及び視認性の高い案内板の設置を促進し、避難経路の安全確保と避難誘導方策の強化を図る。

(資料)

・名古屋港耐震岸壁位置図

(附属資料編 計画資料図1)

・消防水利状況

(附属資料編 計画資料36)

第4節 ライフラインの整備

水道・下水道、電気、ガス、通信のライフライン関連施設は、都市生活の基幹をなすものである。これらの施設が風水害等により被害を受けた場合、都市機能が麻痺することになり、その影響は極めて大きい。このため、これら各施設の被害を最小限にとどめるための諸施策を講ずるものとする。

第1 水道施設等

水は、市民の日常生活にとって不可欠なものである。このため、水道施設は、地震や風水害等による被害が生じないような対策を講じているが、今後も施設の整備を進めることにより、災害に強い水道づくりをめざすものとする。

1 計画目標

水道施設を地震や風水害等の災害に強くするため、老朽化施設の改築・更新を進めるとともに、浄水場間及び配水場間の送・配水管による相互連絡を図る。また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図る。

2 施設の整備

(1) 浄水場や配水場などの水道基幹施設の耐震化について、次の整備を進めている。

ア 「個々の施設の耐震化」として、老朽化した施設など大規模地震時に被害が発生する可能性が高い施設の耐震化を優先的に行っている。

イ 「システム全体の耐震化」として、基幹施設を結ぶ送水管など重要な管路の複線化や耐震化など、バックアップ体制を強化している。

(2) 水道基幹施設の浸水対策としては、既に実施した東海豪雨相当の浸水への対策に加えて河川氾濫への対策を実施しており、対策が必要な大治浄水場において止水壁の設置等の整備を行った。

(3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。

ア 配水管の新設及び老朽管の布設替えは耐震管を用いて行っている。

イ 応急給水施設や災害拠点病院等の医療機関、指定避難所などの災害時に給水優先度が高い施設へ至る管路の耐震化は概ね完了した。引き続き、新たに指定避難所が指定された場合などは、当該施設へ至る管路の耐震化を優先的に進めている。

ウ 南海トラフ地震の被害想定における液状化想定区域において被害が多いとされる配水管を重点的に更新し耐震化を進めている。

エ 配水幹線や防災拠点に至る管路等に設置されている消火栓・空気弁を、強度の高いダクタイル製に取り替えている。

(4) 地震により管路が被害を受けた場合に、断水等の被害を最小限にするために有効な配水管網のブロック化を行っている。

(5) 浄水場、配水池及び水管橋の耐震診断調査を実施し、調査結果に基づき補強工事を行っている。

(6) 停電対策として、次の整備を行っている。

ア 主要施設は、2回線受電として電源の安定確保を図っている。

また、構内でも受変電設備等の2系統化を進め施設の安定化に努めている。

イ 配水場の停電に対しては、他の配水場や浄水場からバックアップの送配水が可能となるように整備している。また、一定時間の停電に対しては、配水塔や配水池の貯水により配水が可能である。

ウ 広域かつ長時間の停電時にも配水を継続可能とするため、取水場、浄水場及び配水場に非常用発電設備を設置するとともに、燃料備蓄量が72時間分となるよう機能強化を行った。

3 応急給水施設等の整備

(1) 応急給水拠点の整備

ア 浄水場、配水場では、災害用常設給水栓を整備している。

イ 広域避難場所等では、仮設給水栓を設置し応急給水ができるようにするため、応急給水施設を設置している。

ウ 復旧の遅れが予想される地区や浄水場、配水場から遠隔の地区には、飲料水の貯留が可能な耐震性貯水槽を設置している。

エ 給水車等による応急給水活動の拠点基地として方面別応急給水センターを整備している。

オ 給水区域内のすべての公立小中学校に地域の方が自ら操作し、飲料水を確保するための応急給水施設として、地下式給水栓を整備している。

(2) 応急給水資機材及び災害用機材倉庫等の整備

ア 応急給水及び応急復旧に必要な資機材を整備している。

イ 迅速な応急活動に備え、応急給水等に必要な資機材を配備する災害用機材倉庫を整備している。

4 通信設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、情報通信網の二重化等を行っている。

5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を管路センター等に配備している。

6 工業用水道施設は、上水道施設に準じ整備をしている。

第2 下水道施設

下水道は、市民の安全で衛生的な生活環境を確保するために不可欠な施設である。このため、地震や風水害等による下水道施設の被害を最小限にとどめ、その機能が保持されるよう水処理センター、ポンプ所及び管路施設について施設の増強・改善、幹線管きよの相互連絡などの整備に努めるものとする。

1 計画目標

処理施設、排水施設、管路施設等の主要なものについてハード面での対策を行うとともに、施設が被災しても対応が可能になるような危険分散型の施設システムや管理システムの構築等のソフト対策を図るものとする。

2 水処理センター、ポンプ所施設の整備

(1) 水処理センター、ポンプ所の主要構造物は、風水害等に耐えられる構造とし、主要施設で耐震

補強を必要とする施設については、耐震強化を図る。

- (2) 水処理センター、ポンプ所において、停電時、断水時においても処理及び排水機能を確保するため、ディーゼル駆動雨水ポンプの設置、自家発電設備容量の増強、ポンプ運転に必要な冷却水の循環化及び補給水の確保を図る。
- (3) 水処理センター、ポンプ所の一部に浸水があっても雨水排水機能が停止しないように、雨水排水機能を保持するために必要な機器類は耐水レベル以上に設置、あるいは耐水レベル以上の壁等を設置するものとする。
- (4) 急激な雨水流入に対応するために、ポンプの運転準備や運転員の待機が迅速に行えるように降雨情報設備の整備に努める。
- (5) 災害時においても排水機能が保持されるよう機械・電気設備の保守点検に努めるとともに、降雨期を前に雨水排水機能の確保のために総合試運転を実施する。

3 管路施設の整備

- (1) 管路及び雨水流出抑制としての雨水貯留施設の整備に努める。
- (2) 水害時におけるマンホール蓋の飛散防止に努める。
- (3) 雨水ますなど末端の集水施設を始め、面的に広がる管路施設は、風水害等により閉塞、陥没等の被害が生じやすい。このため、災害時においても排水機能が保持されるよう、日常の点検やテレビカメラ調査などによる不良箇所の早期発見、管内清掃・補修及び改築を行うなど既設管路の整備に努める。
- (4) 軌道下、河川下、緊急輸送路下及び防災活動拠点等（区役所・小学校など）と水処理センターを接続する管きよの耐震化を優先的に行う。
- (5) 地震による排水機能の障害に備え、幹線管きよの相互の連絡化を図る。
- (6) 汚泥輸送管は、まずは1条の耐震化を図り、その後、2条化を目標とし、被災時の汚泥輸送ルート of 確保に努める。
- (7) 下水道直結式仮設トイレを設置するための震災用マンホールふたの整備を図る。
- (8) 設計積算システム等の各種システムや、設備の自動運転等が機能障害を生じたときに備えて、手動で処理できるようマニュアルの整備や能力の維持に努める。
- (9) 下水道台帳システムの分散配置を図る。

4 応急復旧用資機材の整備

- (1) 応急復旧に必要な最小限の資機材を整備する。
- (2) 資機材を保有する下水道関係業者との支援要請体制の整備を図る。
- (3) 大都市間及び中部ブロック内で緊急時に提供可能な資機材に関する情報の共有化を図る。

5 通信設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、情報通信網の二重化等を行っている。

- 6 応急活動をより迅速に行うため、緊急自動車を管路センターに配備している。

第3 通信施設（西日本電信電話株式会社）

災害時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施上からも極めて重要な問題であり、電気通信施設の防災性確保に全力をあげて取り組むものとする。

このため、西日本電信電話株式会社は、国内電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、洪水、津波等のおそれがある地域にある設備等については、耐水構造化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図るものとする。

また、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

1 施設の強化

(1) 洪水、津波等の対策

- ア 建物内への浸水防護装置
- イ 防水扉、防潮板の設置
- ウ 窓の閉鎖
- エ 下水管、建物内マンホール及び洞道からの浸水防止措置

(2) 伝送路の防災対策

- ア 伝送路の多ルート化
- イ 非常用無線装置の配備
- ウ 同軸用中継器の防水措置
- エ 耐震耐火構造の洞道網の建設促進及び整備

(3) 行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、回線の分散収容を図る。

(4) NTTビル（交換所）相互間を結ぶ回線を地下ケーブルの多ルート化により中継伝送路の安定化を図る。

(5) NTTビル（交換所）が被災しても全国の通話に与える混乱を少なくするため、市外交換機の機能の一部を他ビルの交換所へ分散している。

(6) 公衆電話の通話を確保するため、商用電源の停電対策及び金庫充満による通話不能を防止し、国内通話の無料化を実施する。

2 防災機器等の整備

(1) 非常用移動電話交換装置

NTTビル（交換所）の交換機等通信機械設備が被災したときの代替交換機として、また、デジタル対応の非常用交換機の配備

(2) 各種可搬形無線機

防災上重要な通信の確保並びに通信の途絶地帯、避難場所等の通信を確保するため、可搬形無線機及び通信衛星を活用したポータブル衛星通信方式等の設備を配備

(3) 応急復旧用ケーブル

ケーブルが被災したときの応急復旧用として各種の応急復旧用ケーブルを配備

(4) 移動電源車

震災時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備

3 防災に関する訓練

- (1) 災害に関する予警報伝達の訓練
- (2) 災害時における通信の疎通確保訓練
- (3) 設備の災害応急復旧訓練
- (4) 社員の非常呼集の訓練

第4 ガス施設（東邦ガス株式会社）

市民生活に欠くことのできない都市ガスの供給を確保するため、災害時における被害を最小限に引き止め、二次災害防止のための防災対策の整備に努めるものとする。

1 災害予防措置

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

- (ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流失防止等必要な措置を講ずる。
- (イ) 風水害の影響の受けやすい箇所は補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。
- (ウ) 風水害の発生が予想される場合は、予め定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

ア ガス製造設備

- (ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講ずる。
- (イ) 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定めておく。

イ ガス供給設備

- (ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。
- (イ) 二次災害の発生を防止するため、ガス遮断装置による導管網のブロック化・導管の緊急減圧のための方法等をあらかじめ定めておく。
- (ウ) 感震遮断機能を有するマイコンメーター等の設置を推進する。

(3) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取り締まり等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏えいなどガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

2 防災業務設備の整備

(1) 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に次の設備を設置し遠隔監視する。

地震計(SI 値測定機能を有するもの)、ガス漏れ警報設備、火災報知器、圧力計、流量計

* S I 値： Spectrum Intensityの略で、構造物の地震被害との相関性が高い指標として用いられ、速度の単位カイン (cm/秒) で表される。

この値は、速度応答スペクトルを、固有周期が0.1秒～2.5秒の範囲で積分平均することにより求められる。

(2) 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

(3) 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として必要に応じ以下の設備を整備する。

ア 貯槽消火設備、冷却用散水設備

イ 化学消防車

ウ 消火栓、消火用屋外給水整備、水幕設備

エ 各種消火器具及び消火剤

(4) 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

(5) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(6) 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

3 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

また、資機材リストの整備に努めるとともに資機材の調達先等をあらかじめ調査しておく。

(2) 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。又、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

(3) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源による供給のため、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(4) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧、飲料水、寝具、医薬品等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況、調達先を点検する。

(5) 前進基地等の確保

非常事態に備え、前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

4 協力体制の確立

日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

第5 電力施設（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社JERA）

電気は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、千変万化する自然の中に置かれている電力設備は、自然災害の影響を大変受けやすく、そのような自然環境の中で電力供給の安定確保を図るため、諸施設に対し災害の未然防止に努めるものとする。また、震災時における電力供給を確保するため、過去の地震による被害の実態・設置場所の地盤条件等を踏まえ、電気設備技術基準に基づき厳しい条件を課した耐震対策に努めるものとする。

1 設備別対策

(1) 火力発電所

ア 雷害対策

屋外にある送電線等に落雷すると異常な高電圧が侵入し、発電設備が被害を受けることがある。こうした被害を防止するため、避雷器を取り付けている。

イ 台風・集中豪雨対策

発電所は、海岸に位置していることから高潮などの襲来を受けやすいため、敷地全体や機器のかさ上げを行っている。

ウ 地震対策

（ア）発電所の主要設備は、地震に対して十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動による発電設備の倒壊や損傷は発生していない。

(イ) 発電所に地震計を設置しており、地震によって発電設備に損傷等の恐れがあるときは、発電設備を停止させる。

(ウ) 燃料タンクの周囲に、流出油防止のための防油堤を設置している

(エ) 燃料タンク火災の発生に備え、消火設備や緩衝空地を設け、被害が周辺に及ばないようにしている。

(2) 変電設備

ア 雷害対策

避雷器、機器放電ギャップ及び架空地線などを設置し、雷による設備被害を防止している。

イ 台風・集中豪雨対策

変電所の機器類は、風雨による被害発生のおそれはないと判断されるが、台風時には海岸に近い変電所などでは塩害による絶縁低下のおそれがあり、この防止策として、絶縁強度の高い碍子の使用、碍子の水洗い、シリコンコンパウンド塗布などを行っている。

また、地形的に水害を受けやすい箇所については、敷地、機器及び建物等のかさ上げを行ったり、防水扉などを設け浸水を防止する対策を行っている。

ウ 地震対策

変電設備は、碍子が多く使用されていることから静的荷重設計に加え共振現象を考慮した動的設計手法を採用し、耐震対策を実施している。また、既設機器については、必要の都度その耐震強度を検討し、機器架台の補強等の耐震対策を実施している。

(3) 送電設備

ア 雷害対策

架空送電線は、電線への直撃雷を防止するため遮蔽線（架空地線）を設けており、送電線に過度な雷電流が侵入した場合でも、耐雷装置（アークホーン）や接地線によって、雷電流を安全に大地に逃すようにしている。

さらに、送電線の両端にある変電所などでは、雷撃を受けた送電線を瞬時に切り放し、放電が止んだ後、再び送電する装置が設けられており、設備被害の防止と停電時間の短縮に努めている。

イ 台風・集中豪雨対策

送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がなされているが、飛来物による被害が考えられることから破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強または一時撤去について施設者に依頼をしている。

また、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流失、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をしている。

さらに、土砂の流失・崩壊により支持物が損壊するおそれがある箇所では、擁壁の設置や排水を良くするためU字溝の設置、敷地への芝張りなどを行っている。

なお、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の拡大

に努める。

ウ 塩害対策

送電線の碍子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し故障の原因となることから、碍子の水洗いや碍子の数を増やすなどの対策を行っている。

エ 地震対策

(ア) 架空送電設備は、地震力に比べ台風時等の強風時荷重の方が大きくなる。このため、強風に対して十分な強度を有するよう設計する鉄塔は、地震に対しても十分な強度を持っている。なお、過去の地震においても、地震動が直接的に起因した支持物の倒壊や損傷は発生していない。

(イ) 地中送電設備は、ケーブルを収容する管路・洞道が地盤の液状化等により大きく損傷する恐れがある箇所では、免震的（柔）構造の採用などの対策を実施している。

(4) 配電設備

ア 雷害対策

配電線は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されており、雷害対策として耐雷ホーンの取り付け、碍子類の絶縁強度の格上げなどの完了とともに、避雷器や架空地線の設置、耐雷PCの取り付けなどを実施しているほか、中部電力パワーグリッド株式会社独自の三国山気象レーダーを活用した「気象情報システム」により、刻々変化する雷の発生位置、強度及び方向を監視し、雷撃時の停電範囲の縮小や停電故障が発生した場合には、迅速復旧に対応できるような体制をとっている。

イ 台風・集中豪雨対策

配電線は、台風の風圧を考慮し支持物強度の格上げや支線の強化を実施している。

また、集中豪雨の対策として、土砂が流出しそうな箇所への建柱抑制や支持物根入れ部分の補強などを行っている。

ウ 塩害対策

配電線の碍子に塩分が付着すると、絶縁強度が低下し故障の原因となることから、耐塩用の碍子、変圧器等を使用している。

エ 地震対策

配電設備は電気設備技術基準に基づいて施設しているが、面的に多数施設しており、地盤変形、建物の倒壊、火災等により影響を受けやすい。変圧器についてはさらに次の措置を実施している。

(ア) 全ての柱上変圧器に落下防止金具を取り付けている。

(イ) 電気室内に設置した変圧器に転倒防止（固定化）工事を実施している。

2 応急復旧資機材の確保

発災時のために、日頃から資機材等の確保体制を整備するものとする。

(1) 応急復旧用資機材及び車両を確保する。

(2) 食糧その他の物資の確保を行う。

3 協力体制の確立

- (1) 社外の請負工事業者などの応援体制を確立する。
- (2) 電力会社間の応援体制を確立する。

(資料)

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・ 下水処理施設一覧表 | (附属資料編 計画資料 40) |
| ・ 名古屋市水道施設位置図 | (附属資料編 計画資料図 2) |
| ・ 名古屋市工業用水道給水区域図 | (附属資料編 計画資料図 3) |
| ・ 名古屋市域の主な電力系統図 | (附属資料編 計画資料図 4) |
| ・ 主要導管網概要および天然ガス供給先 | (附属資料編 計画資料図 5) |

第5節 交通施設の整備

交通機関は、水道・下水道、電気、ガス、通信と同様に、都市生活の基盤をなすものであり、災害時における交通機関の途絶は、救助活動、復旧活動の支障となるばかりか、市民生活に与える影響は非常に大きい。

このため、風水害等による被害を軽減し、耐震対策を推進するとともに、利用者の安全確保及び応急復旧にかかる予防対策を講じる。

第1 市営交通

利用者の安全と施設の被害を最小限にとどめるよう、施設の防護措置、耐震対策を実施する。また、被害が発生した場合、迅速な応急復旧ができる体制を確立しておくものとする。

1 地下鉄施設の耐震性強化

東日本大震災を踏まえ、安全性を高め、地震発生後に早期復旧を図ることができるよう、耐震補強を実施する。

2 地下鉄

(1) 保安設備の整備

地震警報装置、非常放送設備、消防設備、非常電源設備、止水板、防潮扉、排水ポンプ等各種の保安設備について、必要に応じて改修を行うとともに、これらの各施設が災害時に有効に機能し、被害を最小限にとどめるため、日常の整備点検に努める。

(2) 地震計の配備

地震動を感知し、列車に対し適切な運転規制を実施するため、地震計の適正配置により安全確保を図っている。

(3) 工事現場での被害防止

工事現場では、施工中の構造物の倒壊、掘削部の崩壊及び地下埋設物の破損等の発生防止を十分に考慮して工事を行う。

(4) 情報連絡体制の強化

加入電話、交通局業務電話に加え、運転指令室、車両工場、保守関係事務所等に携帯電話を配備するとともに、LANシステムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。

(5) 駅構内での被害防止

駅務機器の転倒等による被害を防止するために、必要な措置を講じる。

(6) 避難誘導体制の整備

大規模な災害が発生した場合は、パニックを防止し駅構内及び列車内の乗客を安全な場所へ避難誘導できるよう、マニュアルを整備し引き続き職員教育を行う。

(7) 応急復旧体制の整備

被害が発生した場合にただちに応急復旧を行うために必要な資機材の確保及び整備点検に努め、応急復旧について協定等の実効性の確保を図る。

3 バス

(1) 道路状況等の把握

職員による巡視及び運行中の市バス車両からの情報収集等により道路、運行路線の状況把握を行い、被害を最小限にとどめるよう努める。

(2) 避難誘導体制の整備

大規模な地震が発生した場合の職員の対応等についてマニュアルを整備し、引き続き職員教育を行う。

(3) 情報連絡体制の強化

加入電話、交通局業務電話に加え、営業所に携帯電話を配備するとともに、LANシステム及びバス運行総合情報システムを整備し、情報連絡体制の強化を図っている。

(4) 応急復旧体制の整備

早期の運転再開に必要な応急復旧資機材を引続き整備するとともに、燃料の納入等についての協定等に基づき応急措置を行うこととする。

第2 東海旅客鉄道株式会社

高速大量輸送機関である東海旅客鉄道株式会社の各線区における地震や風水害等による被害を軽減し、旅客の安全と輸送の円滑を図るため、次の対策を講ずる。

1 大規模災害に備えた対策

(1) 鉄道施設等の耐水性、耐震性の向上

橋梁、土構造物等の線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

(2) 地震検知装置の整備

既設設備の改良及び増備により、列車運転の安全を確保する。

(3) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速徹底を図るため、通信施設の整備、充実を図る。

(4) 復旧体制の整備

発災後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制

イ 復旧用資材、機器の配置及び整備

ウ 防災知識の普及及び教育

エ 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報

オ 消防及び救護体制

2 激甚な大規模災害に備えた対策

(1) 土木構造物の耐震強化

ア ラーメン高架橋の柱の補強を実施するとともに、落橋対策については継続して実施する。

イ 東海道新幹線を優先し、東海地震及び南関東地震エリアを早期に対策するとともに、在来線についても順次実施していく。

(2) 通信手段の強化

衛星通信設備を強化する。

(3) 電気設備の強化

ア 在来線地震情報早期伝達システムにより列車運転の安全を確保する。

イ 電化柱等電気設備の補強を実施する。

(4) 即応体制の強化

道路等の損壊、渋滞に備え各施設周辺の情報収集活動等の機動力を高める。

第3 名古屋鉄道株式会社

各種構造物の補修、改良を図って耐震性、耐水性の強化ならびにその整備に努める。また、実施基準、巡回及び点検等によって予防対策を講ずる。

1 大規模災害に備えた対策

(1) 構造物の耐震性

橋梁、高架橋、よう壁等の構造物や建築物等の施設を主体として、計画的に耐震性の強化を図る。

(2) 鉄道施設等の点検、巡回

地震や風水害等も含めた全体的な事故災害を防ぐ目的で、技術係員による定期的な点検、巡回を行う。

(3) 運転規制

地震や風水害等による異常事態が発生したときは、運転規制によって列車の安全確保に努める。

2 激甚な大規模災害に備えた対策

(1) 構造物の緊急点検と耐震性の強化

既設の高架橋、よう壁等の構造物については、災害発生後すみやかに緊急点検を実施するとともに、新たに建設する構造物は関係基準により耐震性の強化を図る。

(2) 情報連絡体制の強化

被害状況の早期収集体制、点検体制の整備を図る。

(3) 利用客の安全確保

地震等による異常事態が発生したときは、適切な判断に基づいた旅客の救護、誘導ができるよう規則、マニュアル類を整備するほか、定期的に訓練教育を行う。

第4 近畿日本鉄道株式会社

災害発生時における鉄道の被害を軽減するとともに、被害が発生した場合、迅速な復旧を図り、輸送機能を確保するため、次の対策を講じる。

1 施設の防災構造、耐震性の強化

大雨による浸水あるいは盛土箇所の崩壊等による災害を防止するため、線路の盛土、法面改良等を図るとともに、新設建造物は関係基準に従い設計し、既存の施設については計画的に補強対策を

推進し、耐震性の向上を図る。

2 地震計の設置

沿線の主要箇所に地震計を設置して、運転指令室に警報表示を行い、指令無線により運転中の列車に対して指示を行う。

3 情報連絡施設の整備

迅速に各種情報を周知徹底させるため、通信施設の整備拡充を図る。

4 復旧体制の整備

- (1) 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制の確立
- (2) 応急復旧用機材の配置及び整備
- (3) 列車及び旅客の取扱い方の徹底
- (4) 消防及び救護体制の確立
- (5) 消防知識の普及

第6節 防災拠点の整備

応急災害対策活動を迅速かつ的確に実施するため、それぞれの活動の拠点となる施設の役割と機能を明確にし、必要な設備の整備を図るものとする。

第1 防災拠点の役割及び体系

様々な災害応急対策活動を行うにあたっての防災拠点の役割及び体系は次のとおりとする。

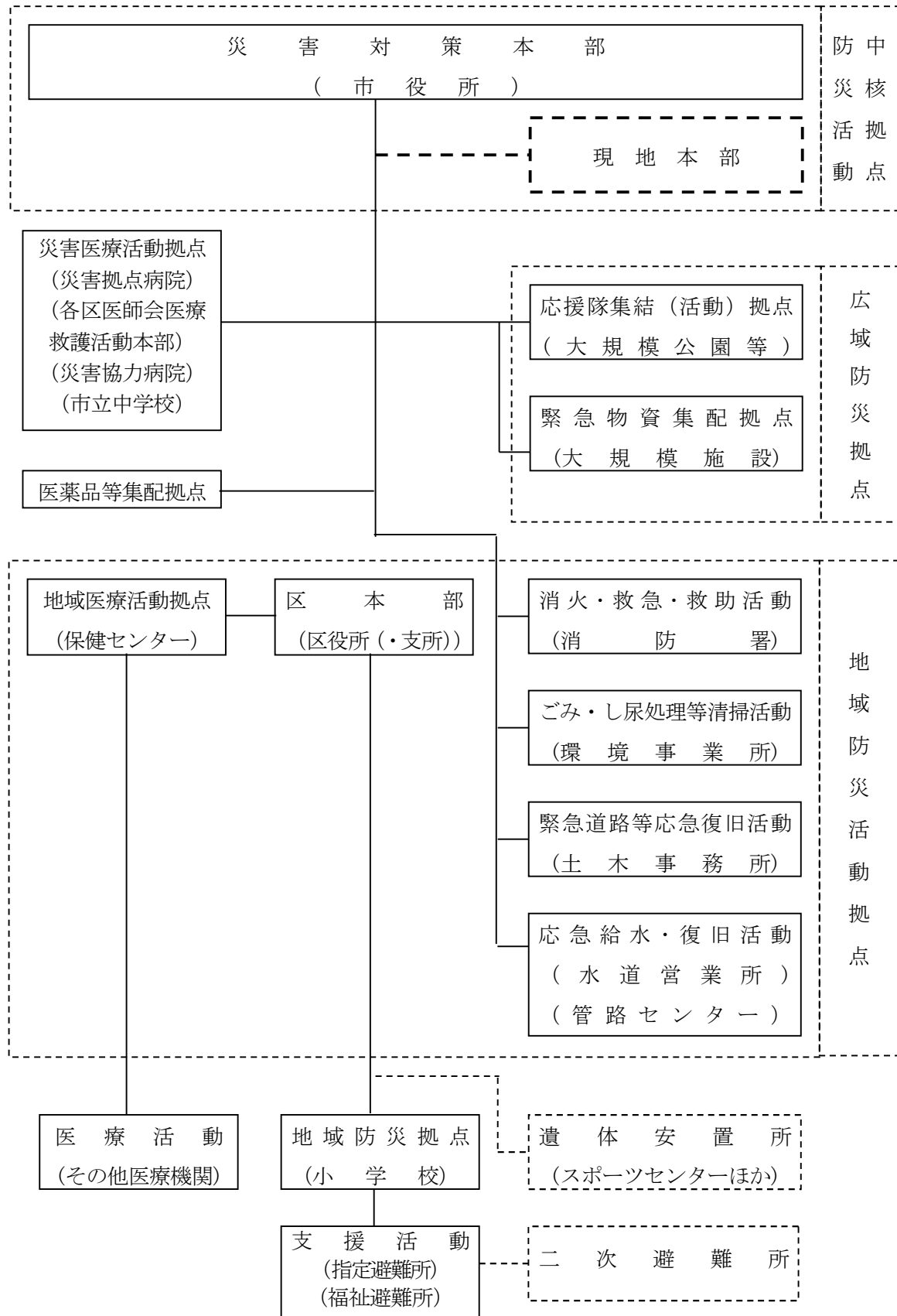
1 防災拠点の役割

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
防災活動中核拠点	市役所	市災害対策本部を設置する。	港防災センター 他
	現地本部	被害の状況に応じて設置する。	
地域防災活動拠点	区役所(支所)	区本部を設置する。	
	保健センター	地域医療活動拠点 地域での医療活動の総括・支援	
	消防署	消火・救急・救助活動	消防署（出張所） 特別消防隊 消防学校
	環境事業所	ごみ・し尿処理等清掃活動	
	土木事務所	緊急道路等応急復旧活動	
	水道営業所 管路センター	応急給水・復旧活動	
	災害拠点病院	災害拠点病院（県指定）	市立大学医学部附属東部 医療センター 市立大学医学部附属西部 医療センター 日赤名古屋第一病院 名古屋医療センター 日赤名古屋第二病院 名古屋大学医学部附属病院 市立大学病院 名古屋掖済会病院 中部労災病院 中京病院 名古屋記念病院
	災害拠点精神科 病院	災害拠点精神科病院（県指定）	愛知県精神医療センター

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
災害医療活動拠点	災害協力病院	医療救護所からの患者受入等	東海病院 AOI 名古屋病院 名古屋ハートセンター 総合上飯田第一病院 名鉄病院 名古屋セントラル病院 名城病院 中日病院 聖霊病院 協立総合病院 重工大須病院 名古屋共立病院 藤田医科大学ばんだね病院 大同病院 笠寺病院 南生協病院 東名古屋病院 市立大学医学部附属みどり市民病院
	各区医師会医療救護対策本部	医療救護所の指揮及び統制	名古屋医師会急病センター 休日急病診療所 14 か所
	市立中学校	医療救護所	110 か所
医薬品等集配拠点	大規模施設	医薬品・衛生材料等の保管・出納	愛知学院大学名城公園 キャンパス
広域防災拠点	(1) 広域応援部隊集結 (活動) 拠点	大規模公園等	消防、自衛隊、警察等広域応援部隊が集結・待機・出動準備等応援活動に備える場所。 平和公園 名城公園 庄内緑地 熱田神宮公園 名古屋国際会議場・白鳥公園一帯 稲永・稲永東公園 戸田川緑地 小幡緑地 志段味スポーツランド 大高緑地 牧野ヶ池緑地
	(2) 緊急物資集配 拠点	大規模施設	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い指定避難所へ供給する。 名東スポーツセンター 守山スポーツセンター 名古屋競輪場 名古屋国際会議場 稲永スポーツセンター 瑞穂公園体育館

防 災 拠 点	拠 点 施 設	役 割 等	備 考
地域防災拠点	小学校	災害救助地区本部を設置する。 地域情報の収集、行政情報の伝達	261 か所
指定避難所			市立小中高等学校* コミュニティセンター 生涯学習センター** スポーツセンター** 学校体育センター その他公共、民間施設 *ペットとの同行避難が 可能な指定避難所は、 原則市立小中学校とする。 **大規模災害時には遺 体安置所・緊急物資集 配拠点に指定する場合 がある。
(1) 指定避難所		災害により住家の被害を受けた者 又は現に被害を受ける恐れのある 者を一時収容・保護するために開 設する。	
(2) 福祉避難所		通常の避難所生活に困難をきたす 要配慮者を対象に開設する。	社会福祉施設等
(3) 二次避難所		民間施設、学校施設等の本来活動 再開のため、避難所統廃合を予定 する。	(1)に指定されている スポーツセンター 生涯学習センター 地区会館
遺体安置所		遺体の処置、管理 大量の遺体が生じた場合に施設を 特定し、開設する。 身元不明の遺体が生じた場合は改 めて場所を特定し、一括して処置・ 管理を行う。	スポーツセンター 生涯学習センター 寺院

2 防災拠点の体系図



(資料)

・災害医療活動拠点・災害拠点病院・災害協力病院

(附属資料編 計画資料 45)

第2 防災拠点施設の整備

防災拠点は応急対策活動実施時において重要な役割を担う場所である。その役割を十分に果たすために、地形等の案件に応じて建物の浸水対策に配慮するとともに、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき施設の耐震性を図る。また、非常用電源設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。さらに、市役所本庁舎、区役所、その他早期に外部との連携・連絡体制構築が必要と認められる施設については、衛星携帯電話の導入等多様な通信手段を保持するよう努める。併せて次の点に留意して設備等の整備を図るものとする。

市 役 所	・電 源 ……災害対策本部室・各局の活動拠点室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 ……画像伝送システム、防災行政無線の機能確保 ・備 蓄 ……災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
区 役 所 支 所 保健センター	・電 源 ……区本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……応急給水施設の設置、災害用給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 ……防災行政無線の機能確保 ・備 蓄 ……市民用災害救助物資の備蓄、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
消 防 署	・電 源 ……本部室の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……排水機能の確保、災害用給水栓の設置 ・通 信 ……画像伝送システム、防災行政無線、業務用無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 ……それぞれの災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄
環境事業所	
土木事務所	
水道営業所 管路センター	
小 学 校	・電 源 ……重要施設の機能維持のための電源確保 ・給排水 ……応急給水施設の設置、地下式給水栓の設置、排水機能の確保 ・通 信 ……防災行政無線、情報通信網機器の機能確保 ・備 蓄 ……市民用災害救助物資・衛生用品の備蓄
医薬品等 集配拠点	医薬品・衛生材料等の保管及び出納を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・業務用無線・パソコンを発災後配備し情報通信網機能を確保する。
広域応援 部隊集結 (活動)拠点	自衛隊、消防部隊等の応援が集結(活動)しやすいように、空地と進入路を確保する。拠点もしくはその周辺にヘリポートを確保する。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
緊急物資 集配拠点	物資の集配・仕分け等を行うために必要な通信機能は、防災行政無線・パソコン等を発災後配備し情報通信網機能を確保する。
指定避難所	市民用災害救助物資・衛生用品の備蓄を行う。 スロープや障害者トイレの設置など要配慮者に配慮した施設の整備・指導を行う。通信機能は防災行政無線を発災後配備し情報通信網機能を確保する。 指定避難所のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。

第3 気象等観測施設・水防施設等の整備

1 気象等観測施設

市域内に雨量観測所(市内の土木事務所、水処理センター等)と庄内川水系、天白川水系及び山

崎川水系等に設けられた水位観測所と市役所を結ぶ水防情報システムを整備し、実況監視を行うとともに、観測データの充実と解析に努め水防活動等、防災上必要な情報の収集を図るものとする。

2 水防施設

(1) 雨量、河川水位観測所

雨量観測所（市有33箇所）及び河川水位観測所（市有27箇所）をテレメータ化し、オンラインでコンピュータと結び、必要なデータは防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測体制の万全を期するものとする。

(2) 水防倉庫

主要河川の沿岸、その他重要水防区域、注意箇所等の適地に設けられた水防倉庫50棟に、水防活動に必要な杭、土のう袋、スコップ、掛矢等の水防資器材を備蓄するとともに、毎年資器材の更新、補充などの整備・点検を実施するものとする。

(資料)

・雨量観測所	(附属資料編 計画資料 29)
・水位観測所	(附属資料編 計画資料 30)
・水防倉庫一覧	(附属資料編 計画資料 31)
・水防倉庫器具資材一覧	(附属資料編 計画資料 32)
・排水ポンプ所等	(附属資料編 計画資料 33)

第7節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、各整備計画により行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第1 耐震化整備計画

警戒宣言時の地震防災応急対策活動、地震発生後の災害応急活動を迅速・円滑に行う必要があることから、計画的に整備することとし、防災・医療活動の拠点施設については、地震時の被害をできる限り軽減し、迅速かつ円滑な応急・医療活動を行うことができるように施設内の設備等の整備を図る。また、指定避難所については、避難者が地震時に安心して避難できるよう設備等の安全対策を図る必要がある。

一方、防災拠点施設以外の施設については、施設の用途・規模等から耐震化の優先度を考慮して順次整備を進めることとする。

第2 市設建築物の耐震性能の現状

平成7年度から令和4年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。

営繕・学校施設：対象施設1,537棟を耐震診断

企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断

また、平成7年度から令和4年度にかけて、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、以下のように耐震対策を終えている。

営繕・学校施設：903棟

区 分			耐震診断					耐震 対策 済
			診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計	
防 災 拠 点 施 設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2
	地域防災 活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23
		企業局施設	14	8	5	1	6	11
		計	87	57	24	6	30	34
		災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9
	市立大学病院		3	0	1	2	3	3
	計		15	3	5	7	12	12
	指定 避難所	営繕・学校施設	1,086	356	533	197	730	730
		企業局施設	4	0	4	0	4	4
		計	1,090	356	537	197	734	734
	福祉避難所		16	9	7	0	7	7
	計		1,210	425	573	212	785	789
防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	222	144	60	18	78	70	
	企業局施設	189	95	57	37	94	92	
	計	411	239	117	55	172	162	
合 計			1,621	664	690	267	957	951

評価Ⅰ : おおむね現行耐震基準程度の性能を有しており、原則として耐震対策の必要がない。

評価Ⅱ－Ⅰ : 現行耐震基準程度の性能を満たさず、原則として耐震対策の検討の必要がある。

評価Ⅱ－Ⅱ : 現行耐震基準程度の性能を満たさず、優先的に耐震対策の検討の必要がある。

第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設

第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。

令和5年4月1日現在

区 分	施 設	耐震診断結果から耐震化整備が必要なもの
防災活動 中核拠点	市庁舎	—
地域防災 活動拠点	区役所（支所）・保健センター	—
	消防署（出張所）・消防学校	—
	環境事業所	—
	土木事務所	—
	水道営業所・管路センター	—
災害医療 活動拠点	市立病院	—
	市大病院	—
指定避難所	小・中・高校	—
	その他の施設	—

（注）施設は棟毎で耐震診断を行っており、耐震化整備の必要な棟がある場合、施設名を記載している。

（注）指定避難所の施設は、指定避難所として指定されている棟が耐震化整備の必要がある場合、施設名を記載している。

第8節 輸送体制の整備

大災害が発生した場合、発災後初期から、消火・救助活動や被災者の救護・救援活動等の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うことが重要であり、市域外からの消防、自衛隊、警察等広域応援部隊、他都市応援隊、ボランティア等の応援活動を念頭におきながら、陸路、水路及び空路における緊急輸送ルートの整備を図るものとする。

また、災害応急対策活動の機動性を高めるため、発災時に車両、舟艇及び航空機を的確に確保できるよう、輸送体制の万全に努めるものとする。

第1 輸送ルートの整備

本市は、南部は伊勢湾北端に接して名古屋港を構成し、北部から南部にかけては木曽三川によって開かれた濃尾平野が広がっており、東部は緩やかな丘陵地を成すとともに、市内中心部を貫流する堀川、中川運河をはじめ、市域周辺には、庄内川、天白川等の河川が形成されている。

こうした地形を考慮しつつ、被災時、広域的な人員及び物資等の輸送の観点から、緊急輸送が可能となる陸上輸送ルートを整備するとともに、さらに陸上輸送を補完するため、水上、航空輸送ルートの整備に努める。

1 陸上輸送ルート

本市における陸上輸送ルートは、広域的な輸送ルート体系の基盤であり、効率的かつ代替性を考慮した道路ネットワークの形成が必要であるため、市内の主要道路のうち特に市南西部に存する道路については、路面高を平均潮位以上にする等の整備をする。また、各道路管理者は、予め緊急輸送道路の耐震性の向上や適切な維持管理に努めるとともに、地震直後から発生する緊急輸送（救助、救急、医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要な人員、物資等の輸送）を円滑かつ確実に実施するために必要な緊急輸送道路及びくしの歯ルートをあらかじめ指定するものとし、他の道路に優先して地震防災対策を実施する。

陸路	緊急輸送道路 ・市の管理する道路 ・国土交通省、中日本高速道路株式会社、名古屋港管理組合、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社の管理する道路
----	--

2 水上輸送ルート

本市における水上輸送ルートは、庄内川、堀川及び中川運河を活用し、名古屋港に大型船で輸送された救援物資を水路で有効に搬送するため、小型栈橋等の荷揚げ場・物揚場の確保を行うなど、発災時の水上輸送計画を整備していくものとする。

緊急物資輸送	名古屋港耐震強化岸壁
荷揚げ場・物揚げ場	庄内川一色大橋船着場、堀川沿い白鳥公園、中川運河沿い用地等、庄内川横井船着場

河 川 等	堀川（堀川口防潮水門から白鳥公園辺りまでの4.5 km） 中川運河（中川口通船門から堀止までの6.6 km） 庄内川（河口から横井船着場までの10.2 km）
-------	---

3 航空輸送ルート

本市における航空輸送ルートは、陸上輸送ルート障害時の代替性や緊急性を踏まえ、名古屋空港や市域外からの救援物資や応援部隊の搬入、市域外の災害拠点病院等へ重症患者等の移送など有効に輸送するため、広域防災拠点をはじめ、その他の防災拠点及びその周辺地にそれぞれの機能にあった緊急場外離着陸場等の確保に努めるなど、被災時の航空輸送計画を整備していくものとする。

広 域 防 災 拠 点	平和公園、名城公園、庄内緑地、熱田神宮公園、名古屋国際会議場・白鳥公園一帯、稲永・稲永東公園、戸田川緑地、小幡緑地、志段味スポーツランド、大高緑地、牧野ヶ池緑地
ヘリポート可能箇所	大規模公園、グラウンド、空地等

4 緊急用河川敷道路の整備

海上から輸送された救援物資や人員を迅速かつ効率的に市域内へ搬送する手段として河川敷の利用が考えられる。

現在、国土交通省において、災害時に一色大橋（中川区）・横井（中村区）の船着き場まで海上輸送した物資の流域内への搬送や人員輸送ができるよう、本市域を流れている庄内川・矢田川の河川敷に整備を進めていた緊急用河川敷道路が概成した。

整 備 区 間	・一色大橋（庄内川左岸4.6km）～大幸公園（矢田川左岸7.0km）の間 ・緊急輸送路へのアクセス坂路の拡充
---------	---

第2 緊急通行車両等の事前の確認申出

都道府県公安委員会は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合においては、災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため、区域又は区間を指定して、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止、あるいは制限することができる。

このため、本市においては、発災後の緊急通行車両等の確認申出の手続きを省略化し、迅速かつ効率的な応急対策活動を行うため、各局・区・室が所有する車両のうち、災害応急対策活動に必要な車両をあらかじめ、緊急通行車両等として、事前に愛知県公安委員会に確認申出することとする。

（資料）

- ・名古屋市水防計画付図
- ・緊急通行車両等の確認手続等実施要領

（附属資料編 計画参考 58）

第9節 防災情報網の整備

災害時には、気象情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策に必要な指揮指令の伝達等各種の通信量が飛躍的に増大する。

このため通信の混乱を防ぎ迅速、的確に処理できるよう、有線及び無線の通信機器類の整備拡充を図るとともに、これらの情報を効率的に処理するため、マルチメディアを考慮した、防災情報システムの開発・整備に努める。

さらに、防災情報網の整備にあたっては、市関係公所間はもとより、国や防災関係機関との情報交換、市民への情報伝達が迅速的確に実施できるよう配慮するものとする。

第1 情報・通信機器の整備

各種情報の迅速、的確な収集、伝達を図るため、情報処理する機器及び通信連絡手段を次のとおり分類し、その整備を行う。

1 有線電話

(1) 加入電話

西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という）の一般電話回線で結んだ電話

(2) 専用電話

ア 庁内電話

市役所と区役所、保健センターをNTTの専用線等で結んだ電話

イ その他局内電話

それぞれの局内業務用に専用線で結んだ電話で、消防電話、交通局業務電話がある。

2 無線電話

(1) 防災行政無線

ア デジタル同報無線（以下「同報無線」という。）

親局を中心として、市域に設置した屋外子局を操作し、サイレン・音声にて市民に避難指示及び警戒宣言等の緊急情報など防災情報を伝達するもの。

イ デジタル移動無線

市役所を統制局とし、緑政土木局、消防局、健康福祉局、環境局等の関係局のほか、区役所を中心に、公所、地域防災拠点（小学校、中学校）及び防災関係機関を260 MHz帯の無線でネットワークするもので、半固定局、車載局、携帯局などがある。

(2) その他局用無線

局内業務用無線で、消防無線がある。

3 市町村防災支援システム

クラウド基板上に構築され、被災後に必要な情報である被害情報、対策情報（住民避難状況等）などをパソコン通信網でデータ通信を行い、情報を地図上に表示する機能（GIS機能）を有し、効率の良い情報処理を行うもの。

4 水防情報システム

雨量観測所（市有 32 箇所）及び河川水位観測所（市有 27 箇所）をテレメータ化し、オンラインで結び、必要なデータは防災危機管理局、緑政土木局、消防局、上下水道局及び区役所、土木事務所、消防署等で監視するとともに、国土交通省、愛知県、民間気象情報などを活用することにより、降雨時の雨量、河川水位の観測を行うもの。

5 雨水排水情報システム

雨水排水ポンプ所（上下水道局及び緑政土木局所管）のポンプ運転情報（運転・停止）、水位情報、及び主要ポンプ所の排水先河川画像を、庁内イントラネットにて配信し、防災部局・市職員がリアルタイムに確認することができ、水防活動に役立てるもの。

なお、ポンプ運転情報については、愛知県へも提供するとともに、市民へもインターネットにて情報提供を行っている。

6 画像伝送システム

(1) 高所監視カメラ

市内の災害状況を 24 時間監視するカメラで、東山スカイタワー、港区役所無線塔及び西区役所無線塔に設置され、その映像を市役所東庁舎の防災指令センターに映像伝送するもの。

(2) ヘリコプター映像電送システム

消防ヘリに取り付けられた可視光カメラ又は赤外線カメラで撮影した市内の災害状況を、市役所東庁舎の防災指令センターに映像電送するもの。

7 なごや減災プロジェクト

気象に関する情報や、災害時の被害情報などを市民がウェブサイト上に投稿し、投稿された情報を閲覧することにより、災害時の被害軽減（減災）に利用するとともに、災害の概要を把握する手段として活用するもの。

8 愛知県防災情報システム

各種被害情報を入力することにより、データを蓄積し県の関係機関に報告するとともに、関係機関との災害情報の共有化を図り、初動体制の確立等を図るもの。

9 マルチメディアの活用

災害情報の通信及び広報手段として、インターネットを始めとするマルチメディアを積極的に取り込んだ整備を行うものとする。

第2 通信連絡手段の確保及び活用

1 災害時優先電話の指定

(1) 定義

災害時優先電話とは、あらかじめ N T T から指定を受けることにより、災害時に電話回線が輻輳した場合にも、比較的一般の電話よりも発信しやすくなる電話のことをいう。

(2) 指定の要請

各局・室・区は、災害時優先電話の指定を受ける必要がある加入電話・F A X について、防災危機管理局危機対策課を通じて通信事業者に対し指定の要請を行う。

2 電話番号表（簿）の作成

各局・室・区は、加入電話、専用電話及びデジタル移動無線の通話及びファクシミリ使用時の混乱を避けるため、あらかじめ情報連絡に使用する電話番号を防災危機管理局危機対策課に報告しておく。

防災危機管理局危機対策課は、当該電話番号をとりまとめ、災害対策本部電話番号表（簿）を作成し、各局・室・区に周知しておく。

なお、庁内電話以外の専用電話（消防、上下水道、交通）は管理する局において、情報連絡用に使用する電話番号表をとりまとめ、当該部内に周知しておく。

第3 有線通信機器及び情報処理機器の日常管理

有線通信機器については、日常的に使用するものであり、万が一障害が発生した場合は直ちに復旧し、非常時に備えておくものとする。また、長時間の停電に備え電源の確保を図るものとする。

1 施設の災害予防措置

有線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 設置については、災害時に最も被害が少ないと思われる建物及び取付位置を選定する。
- (2) 有線通信施設のうち、庁舎その他建物の内部の施設については、常に動作状況を監視するとともに、必要な訓練を行う。
- (3) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定する。
- (4) 無線機器との連携を考慮し、活用し易いものとする。
- (5) 停電時に備え予備電源として、蓄電池設備もしくは自家発電装置を設置する。

2 施設の点検整備

有線通信機器を有する各局・室・区は、最小限、次に掲げる該当事項について必要な点検を行い整備する。

- (1) 不良箇所の発見の場合は、即時修理を行い整備する。
- (2) 動作状態、老朽化状況等を常に監視して、常時使用可能な状態を保つよう整備する。

第4 無線通信機器の日常管理

無線通信機器を定期的に点検整備を行うとともに、無線従事者の養成及び訓練を定期的に行い、有事に備えるとともに予備電源の確保並びに無線設備の拡充に努めるものとする。

1 施設の災害予防措置

無線通信機器を有する各局・室・区は、次に掲げる該当事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 固定設備を有する局は、長時間の停電に備え、蓄電池設備もしくは自家発電設備を設置するよう配慮する。
- (2) 車載や携帯の移動局で蓄電池で移動するものにあつては、常時使用可能な状態を保つよう、蓄電池の充電、点検を行う。
- (3) 災害時には、経験豊富な無線従事者を優先的に配置し得るよう配慮する。

2 施設の点検整備

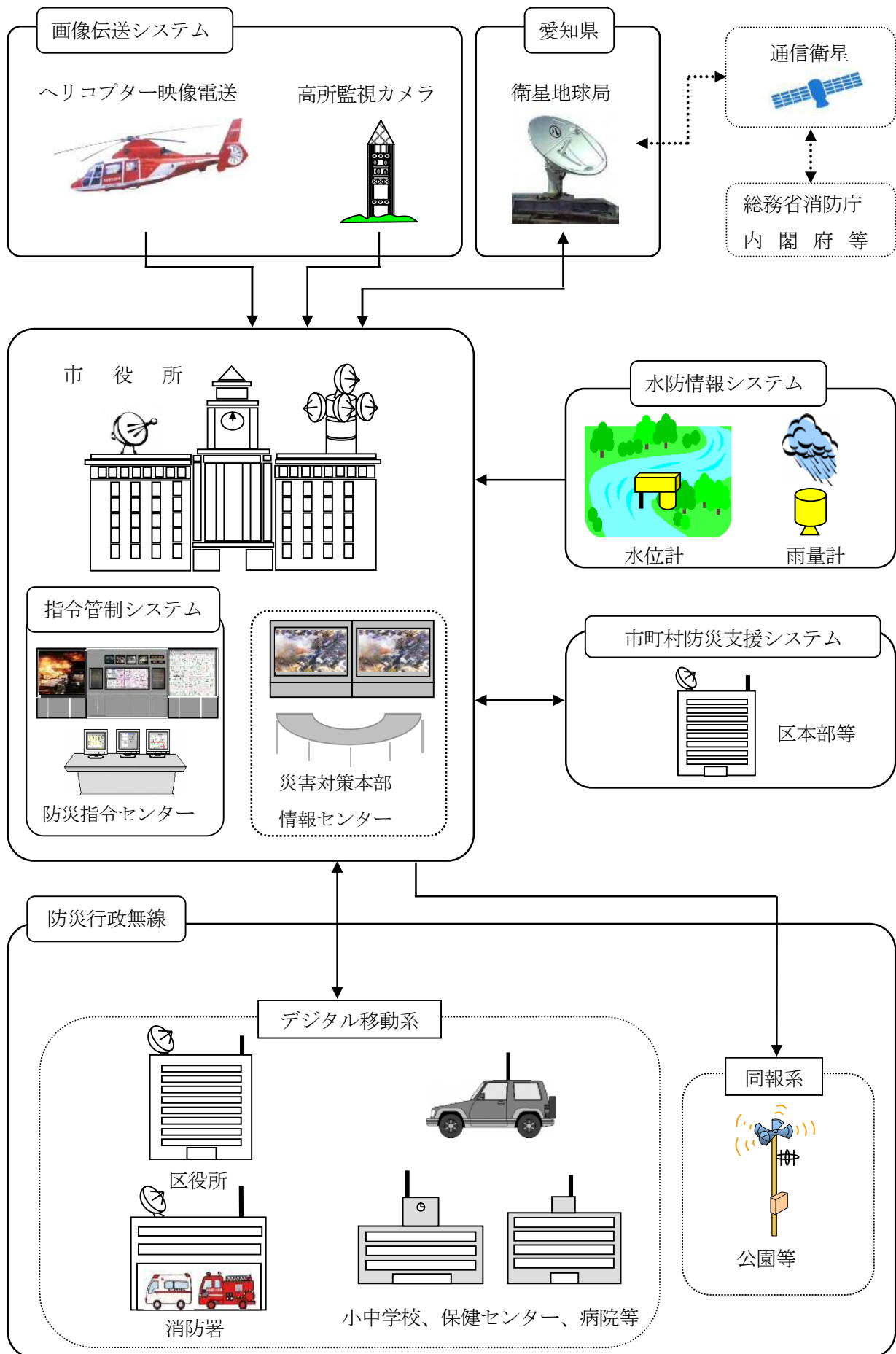
無線機器を有する各局・室・区は、日常点検を行うほか、災害時における確実な運用を期待するため、請負業者と保守契約を締結し、次に掲げる点検を行い整備するものとする。

- (1) 送信装置、電源設備、空中線の点検及び清掃
- (2) 送信装置各部の電圧・電流及びコネクター等の動作点検並びに空中線電力及び受信感度等の性能試験
- (3) 発動発電機の動作点検、性能試験及び燃料点検
- (4) 空中線の絶縁
- (5) 予備（空中線、ヒューズ等）の点検

(資料)

- | | |
|-----------|-------------------|
| ・ 有線機器一覧 | (附属資料編 計画資料 38) |
| ・ 無線機器一覧 | (附属資料編 計画資料 39) |
| ・ 無線通信系統図 | (附属資料編 計画資料 56-1) |

名古屋市防災情報通信網概念図



第10節 救護・救援体制の整備

災害が発生した場合及び警戒宣言時に被災者に対する救護・救援を迅速かつ確実に実施するため、食糧、生活必需品、水等の確保を図るとともに、消防体制の整備及び応急医療体制の整備を図るものとする。

また、平素から市民、事業所等が食糧、水等について所要の備蓄を行うよう呼びかけていくものとする。

第1 食糧等の確保

災害時における食糧、生活必需品、水等の確保は、被災者に対する急務の問題であり、そのための体制整備を図るものとする。

1 備 蓄

災害時には、一時的な流通機構の混乱等から食糧や生活必需品の確保が困難になるばかりでなく、断水、停電、ガス停止等により調理もできなくなることが予想される。

このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与するため、避難所避難者等に対し、発災後3日分の必要量として、名古屋市災害対策実施計画に基づき、食糧185万食及び37万2千枚の毛布を備蓄する。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等を備蓄し、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等、衛生用品としては、マスク、消毒液等を備蓄する。また、災害用トイレやブルーシート、土のう袋等その他の物資についても備蓄する。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、指定避難所定員に対し、1人当たり30ℓの飲料水を備蓄する。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の要配慮者に配慮されたものとする。

これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの指定避難所に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。

なお、保管場所として小中学校に防災備蓄倉庫を整備する。

2 緊急調達体制の確立

災害時における応急救助物資の供給を確保し、災害応急対策の円滑化を図るため、経済局は関係局と連携を図りながら、食糧及び生活必需品の関係業界と協議し、事業者団体等との物資供給協定の締結を推進するなどにより、これら物資の緊急時における調達に万全を期するものとする。

3 水等の確保

市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第4節 ライフラインの整備 第1 水道施設等」による。ただし、前述のとおり、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域については、指定避難所定員に対し、1人当たり約30ℓの飲料水を備蓄する。また、津

波浸水が想定される学区以外の指定避難所に対しても、地下式給水栓が設置されるまでの間や、一時的な断水に対応するため、1人当たり0.5ℓの飲料水を備蓄する。

また、工場・事業場等の井戸の中から災害応急用井戸を指定し、市民への周知などを実施することにより、緊急時における地域住民の生活用水等の確保を図るものとする。

第2 消防体制の整備

風水害時には、洪水、浸水、建物等の倒壊、窓ガラス・看板などの落下、また、震災時には、火災の発生、建物等の倒壊・落下、危険物の漏えい、浸水など、様々な形態の災害が複合して発生することが予想される。このような複合した災害に有効に対処するため、消防隊、救急隊及び救助隊をはじめ消防団に対し、必要な車両及び資機材の充実整備に努めるなど、消防体制の整備を図る。

1 消防隊等の整備

- (1) 超高層建築物、地下街、化学物質施設等で発生する災害に的確に対応するため、専門的対応能力を有する各種部隊等を整備する。
- (2) 木造密集地火災、同時多発火災等に的確かつ効率的に対応するため、必要な車両等を整備する。
- (3) 昼夜間・季節を問わず長時間の災害対応に備えるため、活動用資器材や補給体制などに考慮した施設、車両等の整備・充実を図る。
- (4) 多数の傷病者に対して市民が率先して応急手当を行えるようにするため、普段から応急手当に関する知識と技術の普及に努める。
- (5) 迅速かつ効果的な応急処置を行うため、救急隊の増強、各種資器材の整備及び救急救命士の養成など救急体制の充実を図るとともに、医療機関、区役所等との連絡体制の整備を図る。
- (6) 迅速な人命救助活動を行うため、特別消防隊及び16消防署の救助隊を核とした救助体制の確立を図るとともに、救助用車両等の整備・充実を図る。
- (7) 大規模な災害に効率的に対応するため、他都市消防機関、警察、自衛隊等との連絡体制を充実する。

2 消防団の整備

- (1) 災害現場における情報収集を始め、消防団幹部からの指揮命令等を迅速、確実なものにし、団員の安全を確保するため情報伝達手段の確立を図る。
- (2) 発災直後、地域において救助・救護活動を担うため、配置されている救助・応急救護資器材の取扱い等その習得に努める。
- (3) 同時多発火災に対応するため、各消防団に配置してある可搬式ポンプの機能強化を図るとともに、効率的な消火活動が実施できるよう訓練の充実に努める。

第3 応急医療体制の整備

災害時には、多数の負傷者の発生が予想される。また、同時に医療機関においても医療機能の低下が予想される。

このため、災害時に医療・助産・保健救護活動が円滑に行われるよう、応急医療体制、医薬品・衛生材料等の整備を図るとともに、警戒宣言時の医療・助産・保健救護活動の整備を図るものとする。

1 医療・助産・保健救護活動の確保

災害時において医療・助産・保健救護活動が円滑に遂行できるよう市の医療機関による救護班の設置等応急医療体制を確立し、さらに名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、日本赤十字社（愛知県支部）、国立病院機構の病院、市立大学医学部附属病院等、医療機関、愛知県の協力のもとに広範な応急医療体制の確立を図るとともに、市民に対して応急手当に関する知識と技術の普及に努めるものとする。大規模災害時の医療・助産・保健救護活動を迅速かつ適切に行うために、名古屋市医師会との連携の強化にさらに努めるとともに顎顔面の損傷及び歯科口腔外科などの歯科医療救護活動の確保に努める。また、災害時の医療・助産・保健救護活動が迅速かつ適切に行うことができるよう、名古屋市医師会等の協力のもと定期的に訓練を実施する必要がある。

2 医薬品・衛生材料等の確保

災害直後の医療・助産・保健救護活動に保健センター等の救護班が使用する医薬品・衛生材料は、それぞれの場所において備蓄し、応急的補充分として、港防災センターに備蓄する。

市立中学校に設置される救護所で使用する医薬品は、名古屋市薬剤師会に委託して各中学校区の備蓄薬局に備蓄する。

また、災害時における医薬品・衛生材料の安定供給の確保を図るため、「愛知県災害時医薬品等安定供給確保事業実施要領」に基づき、愛知県医薬品卸協同組合及び中部衛生材料協同組合に委託して医薬品、医療機器及び衛生材料のランニング備蓄（通常の流通備蓄に上乗せして備蓄する）を行う。

備蓄する医薬品・衛生材料等についてはその充実に努める。

なお、医薬品、衛生材料、血液等の調達について、関係機関の協力のもとに必要な量の供給体制の確立に努めるとともに、他都市との協定や愛知県への供給要請により医薬品・衛生材料等の確保を図る。

なお、災害時に設置を予定する供給センターなどにおいて、医薬品・衛生材料等の的確な出納管理ができる専門的知識を有する薬剤師を確保するために、名古屋市薬剤師会の応援協力を得る必要がある。

3 名古屋区域地域災害医療部会

地震災害発生時に迅速に関係機関が参集し、地域における医療ニーズや医療資源を把握し、的確に分析した上で医療チーム等の配置調整を行える体制を構築できるよう、平時から検討を行うため、愛知県が設置する愛知県災害医療協議会の部会であって、健康福祉局、消防局、保健センター、愛知県、災害医療コーディネーター、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等の代表者からなる名古屋区域地域災害医療部会を開催する。

(資料)

- ・ 災害救助用物資の備蓄 (附属資料編 計画資料 41)
- ・ 災害救助用物資の調達 (附属資料編 計画資料 42)
- ・ 救出救急機械器具 (附属資料編 計画資料 43)
- ・ 災害応急用井戸登録事業所名簿 (附属資料編 計画資料 74)
- ・ 災害救助法に基づく救助に係る委託に関する契約 (県・市・
日本赤十字社愛知県支部) (附属資料編 計画参考 22)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書 (市対市医師会) (附属資料編 計画参考 42-1)
- ・ 災害時歯科医療救護に関する協定書 (市対市歯科医師会) (附属資料編 計画参考 42-1)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書 (市対市薬剤師会) (附属資料編 計画参考 42-1)
- ・ 災害医療救護等に関する協定書 (市対市立大学) (附属資料編 計画参考 42-1)
- ・ 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書 (市対県柔道
整復師会) (附属資料編 計画参考 42-1)
- ・ 災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救
護活動に関する協定書 (市対県鍼灸マッサージ師会) (附属資料編 計画参考 42-1)
- ・ 医薬品等供給センターの設置等に関する協定等 (市対愛知学
院大学) (附属資料編 計画参考 42-1)

第11節 避難体制の整備

災害時における差し迫った危険から住民の生命を守るため、指定緊急避難場所をあらかじめ指定するとともに、倒壊、流失、焼失等により住家を失った、り災者を一時滞在させるため、指定避難所をあらかじめ指定し、住民に周知徹底し、避難誘導體制の確立等に努めるものとする。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた避難体制の整備を推進する必要がある。

第1 指定緊急避難場所・指定避難所の確保

1 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4第1項に基づき、災害から命を守るために緊急的に避難する場所をいい、洪水・内水氾濫、土砂災害、高潮、津波、地震の揺れ、大規模な火事といった災害の種類ごとに指定する。

(1) 指定基準

共通事項：利用にあたり無料であり、災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること

ア 洪水・内水氾濫、土砂災害

(ア) 耐震性

新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

(イ) 区域の安全性

a 洪水・内水氾濫の浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の浸水想定区域内に立地していること

なお、(ウ)の基準を満たす場合はこの限りでない。

b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること

(ウ) 構造安全性・階層

浸水深0.5m以上の洪水・内水氾濫の浸水想定区域に立地している場合は、以下のa及びbを満たすこと

a 所在地において想定される洪水の作用に対し、構造安全性を有すること

b 洪水・内水氾濫の想定浸水深の水位より上の高さに避難スペースがあること

(エ) その他

気象状況に対応するため、屋内に滞在できること

イ 高潮

(ア) 耐震性

新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

(イ) 区域の安全性

a 洪水・内水氾濫、高潮の浸水想定区域外又は浸水深0.5m未満の浸水想定区域内に立地していること

なお、(ウ)の基準を満たす場合はこの限りでない。

- b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること

(ウ) 構造安全性・階層

浸水深 0.5m 以上の洪水・内水氾濫、高潮の浸水想定区域に立地している場合は、以下の a 及び b を満たすこと

- a 所在地において想定される洪水の作用に対し、構造安全性を有すること
- b 洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深の水位より上の高さに避難スペースがあること

(エ) その他

気象状況に対応するため、屋内に滞在できること

ウ 津波

(ア) 建築物

- a 耐震性

新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

- b 構造安全性・階層

(a) 所在地において想定される津波の作用に対し、構造安全性を有すること

(b) 津波から安全を確保できる高さ（所在地において想定される基準水位に余裕高（0.5m）を加えた以上の高さをいう。以下同じ。）に避難スペースがあること

なお、地盤調査等により、施設の液状化に伴う沈下量が個別に設定されている場合は、その結果をもとに余裕高を設定できるものとする。

- c その他

津波災害警戒区域内に所在する施設（本市が管理する施設等を除く）については、津波に対する指定緊急避難場所（津波避難ビル）の指定と合わせて、津波防災地域づくりに関する法律第 56 条に基づく指定避難施設に指定することができる。

(イ) 盛土構造物

構造安全性・階層

- a 「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」（平成 24 年 1 月 27 日）に基づくもの
- b 津波から安全を確保できる高さに避難スペースがあること

エ 地震の揺れ

一定規模（概ね 10,000 m²以上）の公共空地がある場所

オ 大規模な火事

総面積 10,000 m²以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面積が 2,000 m²以上のもの

※ その他、専門家・有識者等が、指定緊急避難場所として指定することがふさわしいと認める建築物及び構造物等を指定することができる。

(2) 指定する施設

災害の種類	指定する施設
洪水・内水氾濫、土砂災害	市立小・中学校の廊下・教室など

高潮	市立小・中学校の廊下・教室など
津波	津波避難ビル、津波に係る盛土構造物
地震の揺れ	広域避難場所、一時避難場所、市立小・中・一部の高等学校のグラウンド等
大規模な火事	広域避難場所

ア 津波避難ビル・津波に係る盛土構造物

津波に対する指定緊急避難場所であり、伊勢・三河湾に津波警報、大津波警報が発表されたとき又は市長が必要と認めるとき、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した状況のときに一時的に避難する施設をいう。

イ 広域避難場所

大規模な火事及び地震の揺れに対する指定緊急避難場所であり、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、概ね総面積10,000㎡以上の公園、緑地、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面積が2,000㎡以上のものより選定する。

ウ 一時避難場所

地震の揺れに対する指定緊急避難場所であり、避難者が一時的に集合して余震等の様子を見る場所をいい、地域の生活圏や河川等の地形条件により、避難計画上、避難時間のかかるおそれのある地域において、概ね10,000㎡以上の公園・緑地等の公共空地を指定する。

(3) 指定緊急避難場所の確保

必要に応じて地域の要望や意見等を聞きながら、指定緊急避難場所の確保を推進するよう努める。

2 指定避難所

災害対策基本法第49条の7第1項に基づき、家屋の倒壊、流失、焼失など現に被害を受けた者等を一時的に滞在させるための施設をいい、以下の基準等により指定する。

なお、福祉避難所については別に定める。

(1) 指定基準

ア 収容人員は、概ね100名以上とし、1人当たり2㎡の避難スペースを確保して算定すること。

イ 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

ウ 区域の安全性

原則として、土砂災害（特別）警戒区域外に立地していること。

エ 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること

オ 耐火構造であること

カ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

キ 利用にあたり無料であること

(2) 指定する施設

- ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター
- イ 生涯学習センター、市スポーツセンター
- ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校その他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。
- エ 福祉会館を始め社会福祉施設等については、要配慮者のための福祉避難所として確保する。

(3) 施設内のスペース

施設内に避難スペースと目的別スペースを設ける。

ア 避難スペース

(ア) 避難者が寝起きする場所をいい、一般の避難者が寝起きする居住スペースと要配慮者のための福祉避難スペースを区分けする。

(イ) 1人当たりの避難スペースは、緊急対応初期の段階における就寝可能な面積（1人当たり2㎡）を目安とするが、避難者数や避難生活の状況等に応じて必要な規模の避難スペース確保に努めるなど柔軟に対応する。

<1人当たりの必要占有面積>

1㎡/1人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2㎡/1人	緊急対応初期の段階における就寝可能な占有面積
3㎡/1人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

(ウ) 市立の小・中・高等学校は、主に体育館・特別教室・格技場などを避難スペースとし、避難者数や避難生活の状況等に応じて普通教室にも収容する。特に熱中症等への対策や寒さ対策を講ずる必要がある場合は、教育活動にも留意しながら施設管理者と適宜協議し、空調設備のあるスペースから収容する。

(エ) その他の施設は、施設所有（管理）者と調整のうえ指定し、避難者数や避難生活の状況等に応じて指定する場所以外にも収容する。特に熱中症等への対策や寒さ対策を講ずる必要がある場合は、施設管理者と適宜協議し、空調設備のあるスペースから収容する。

イ 目的別スペース

運営管理室や感染症患者スペース、ペットの避難場所等、運営上必要な用途に応じた場所をいう。

なお、ペットとの同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。

ウ 感染症対策を講じる場合

1人当たり2㎡の避難スペースを確保したうえで、1家族を1区画とし、家族間の距離を1m以上離す。

その場合の1人当たりの必要となる面積は、単身世帯では6㎡を、3人世帯では4㎡を目安として収容人員を算定する。

(4) 指定避難所の確保等

ア 必要に応じて地域の要望や意見等を聞きながら、指定避難所の確保を推進するよう努める。

イ 感染症対策として必要がある場合には、ホテルや旅館等の活用を検討する。

3 提供避難場所

企業などから提供され、地域住民等が避難するための避難場所をいう。地域の実情にあわせて

地域と企業などが覚書等によって地域防災協力事業所等として設定し、地域が協働で自主運営することを前提とする。

4 補助避難場所

災害対策基本法によらず、企業などと協定を締結する等して名古屋市が避難所（避難場所）として設定した施設をいう。なお、補助避難場所については、2の開設状況を踏まえ、避難状況に応じて開設するものとする。

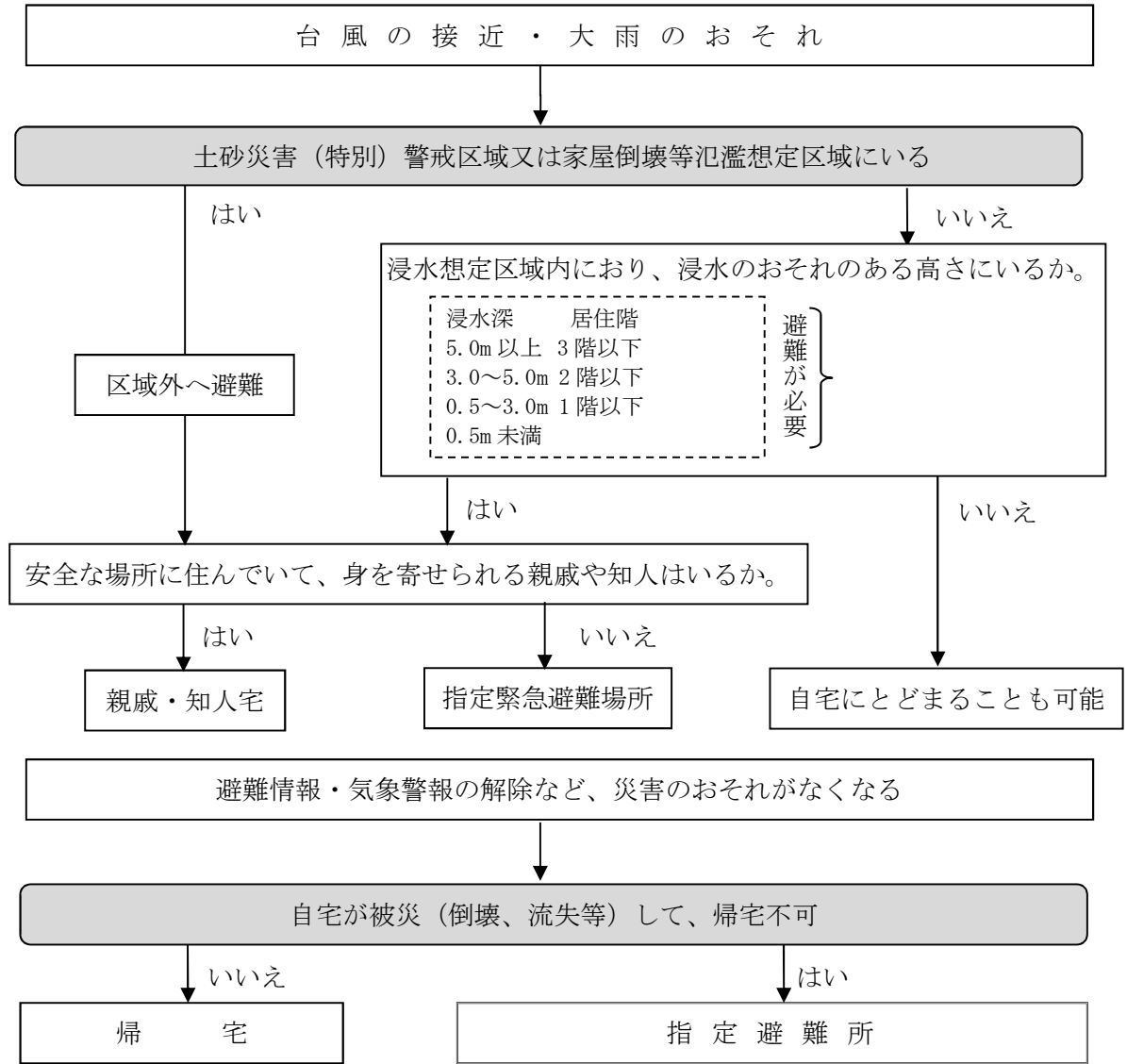
第2 避難誘導体制の確立等

災害が発生した時、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から住民に周知するため、各種マップの戸別配布や防災訓練等を通じて、その徹底を図る。

また、地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、集結場所（一時集合場所）、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、あらかじめ各地域における適切な避難行動について検討するよう働きかける。

1 風水害時

(1) 発災後の避難行動



水害時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、指定緊急避難場所への移動のみでなく、土地の高低や建物の階数、構造など、住民それぞれの置かれた状況やその時点での降雨、浸水の状況などに即して、避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要があることから、適切な避難行動の周知に努める。

(2) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等における措置について

名古屋市は水防法第15条第4項に基づき、洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）内に地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設がある場合は、名古屋市地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとし、計画に定められた要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告することができる。ただし、大規模工場等は、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。

なお、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、次のとおり適切な行動をとるものとする。

ア 地下街等の所有者又は管理者における措置

(ア) 計画の作成

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、名古屋市長に報告するとともに、公表しなければならない。

(イ) 訓練の実施

上記計画に従って避難の確保及び浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

(ウ) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止を行う自衛水防組織を設置し、名古屋市長へ報告しなければならない。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(ア) 計画の作成

当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、名古屋市長に報告しなければならない。

(イ) 訓練の実施

上記計画に従って避難の確保のための訓練を実施し、その結果を名古屋市長へ報告しなければならない。

(ウ) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置に努め、設置したならば名古屋市長へ報告しなければならない。

ウ 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

(ア) 計画の作成

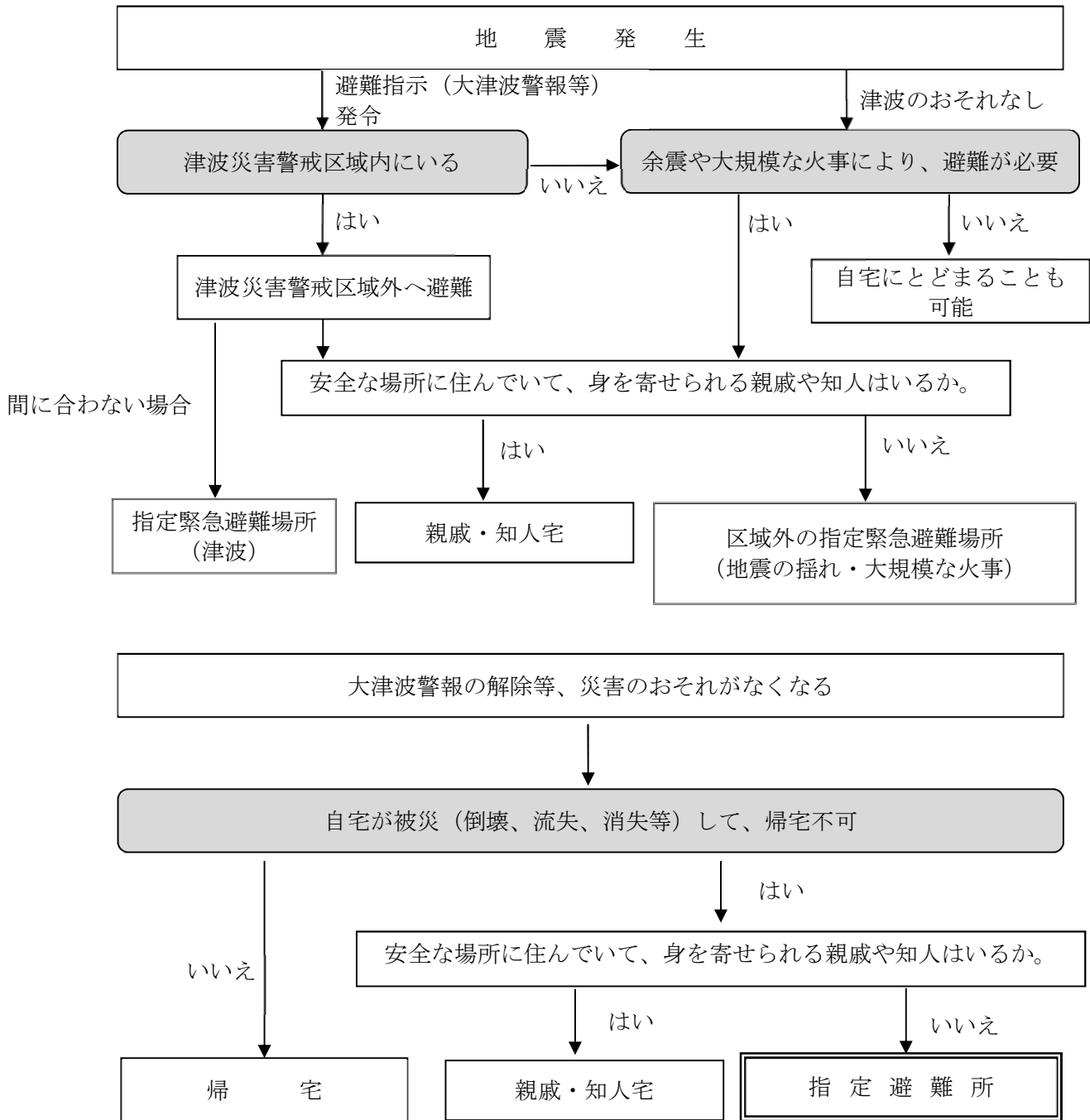
大規模工場等の洪水時等の浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成に努めなければならない。

(イ) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時等の浸水防止を行う自衛水防組織の設置に努め、設置したならば名古屋市長に報告しなければならない。

2 地震災害時

(1) 発災後の避難行動



津波被害を避けるためには、津波災害警戒区域外まで迅速に避難する。津波災害警戒区域外へ避難する時間がない場合においては、一時的な避難場所への移動とする。

なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事に対する指定緊急避難場所である広域避難場所に避難するよう周知に努める。

(2) 地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等における措置について

名古屋市は水防法第15条第4項に基づき、洪水浸水想定区域、雨水出水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）内に地下街等、要配慮者利用施設及び大規模な工場その他の施設がある場合は、名古屋市地域防災計画に施設の名称及び所在地を定めるものとし、計画に定められた要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成又は避難訓練の実

施に関し必要な助言又は勧告することができる。ただし、大規模工場等は、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。

なお、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、次のとおり適切な行動をとるものとする。

ア 地下街等の所有者又は管理者における措置

(ア) 計画の作成

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、名古屋市長に報告するとともに、公表しなければならない。

(イ) 訓練の実施

上記計画に従って避難の確保のための訓練を実施し、その結果を名古屋市長へ報告しなければならない。

イ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(ア) 計画の作成

当該要配慮者利用施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、名古屋市長に報告しなければならない。

(イ) 訓練の実施

上記計画に従って避難の確保のための訓練を実施し、その結果を名古屋市長へ報告しなければならない。

(資料)

- ・ 区別指定緊急避難場所及び指定避難所箇所数及び収容可能一覧
(附属資料編 計画資料 48)
- ・ 指定緊急避難場所一覧（広域避難場所）
(附属資料編 計画資料 50-1)
- ・ 指定緊急避難場所一覧（一時避難場所）
(附属資料編 計画資料 50-2)
- ・ 指定緊急避難場所（屋内施設）・指定避難所
(附属資料編 計画資料 51-1)
- ・ 指定避難施設
(附属資料編 計画資料 52)
- ・ 地下街等一覧表（浸水想定区域内施設）
(附属資料編 計画資料 85-1)
- ・ 要配慮者利用施設一覧表（浸水想定区域内施設・津波災害警戒区域内施設）
(附属資料編 計画資料 85-2)

第12節 要配慮者対策

高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人などの災害に際して必要な情報を得ることが困難で、また、自分の身体・生命を守るために迅速かつ適切な行動をとることが困難であるとされる要配慮者を災害から守り、また、被災を軽減するために、要配慮者の避難・誘導対策を推進するとともに、要配慮者に配慮した避難生活の確保に努めるものとする。

第1 避難・誘導対策

要配慮者を災害から守るために、要配慮者自身の防災行動を向上させるための行動指針を作成し、啓発に努めるとともに、日頃から行政と地域住民が連携して要配慮者を支援する体制づくりを進めるものとする。

1 要配慮者行動マニュアルの作成

要配慮者の地震による被害の軽減を図るには、要配慮者（高齢者、障害者など）の実態に即した日頃の備えや事前の行動計画の樹立が重要であり、要配慮者自身の行動指針を示し、防災体制の確立に努めるとともに、健常者の理解と協力が不可欠であることから、コミュニケーションの円滑化と、地域コミュニティの醸成に努めるものとする。

2 要配慮者情報の整備

要配慮者に関する情報について平常時から整理を行うとともに、災害発生直後にはこれらの情報をもとに、要配慮者の安否確認を始めとする救護・救援等が迅速に実施できるよう、日頃から行政と地域住民との協力体制づくりを進めるものとする。

また、要配慮者が円滑かつ迅速に避難するためには、地域（近隣）の共助を基本とする要配慮者への情報伝達体制や避難支援体制の整備が重要である。そのため、災害対策基本法の規定に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、地域が自主的に避難支援、安否確認などを行う「助け合いの仕組みづくり」の推進を図るとともに、令和3年の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務となった個別避難計画の作成についても取り組みを進める。

3 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者

- ア ひとり暮らし高齢者 (65歳以上のひとり暮らし高齢者)
- イ 高齢者のみ世帯 (75歳以上の高齢者のみ世帯の構成員)
- ウ 介護保険サービス対象者 (要支援、要介護の認定を受けている者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者)
- エ 身体障害者 (身体障害者手帳所持者)
- オ 知的障害者 (愛護手帳所持者)
- カ 精神障害者 (精神障害者保健福祉手帳1級所持者及び障害者総合支援法による居宅介護受給者ならびに移動支援受給者)

キ 難病患者のうち次に掲げる者

- (ア) 難病患者のうち、神経・筋疾患、循環器系疾患、骨・関節系疾患、呼吸器系疾患及び主症状に中枢神経障害又は精神症状・運動発達遅滞等の症状が含まれている疾病による特定医療費受給者証所持者

(イ) スモン、劇症肝炎、プリオン病、重症急性膵炎による愛知県特定疾患医療給付事業対象者

(ウ) 障害者総合支援法による居宅介護受給者

ク ア〜キ以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

健康福祉局が保有する各施策の受給者情報を活用し名簿を作成する。

4 避難行動要支援者名簿の外部提供

平常時において避難行動要支援者名簿に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、避難行動要支援者名簿に掲載された本人から同意を得た上で行うものとする。また、災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合においては、災害対策本部員会議で本部長の決定を経た上で不同意者を含む名簿情報の提供を避難支援等関係者（行政機関、地域住民など、避難行動要支援者に対する避難支援に関わる者）に対して行うものとする。なお、この場合は平常時の提供先のみならず、避難支援等の実施に必要な限度で幅広い対象へ名簿情報を提供するものとする。

(1) 平常時における名簿情報の提供先

ア 「助け合いの仕組みづくり」に取り組む意思決定をした自主防災組織等の地域団体

イ 愛知県警察

ウ その他市長が認めた団体及び個人

(2) 災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合の名簿情報の提供先の例

ア 自主防災組織等の地域団体

イ 愛知県警察

ウ 避難所代表管理者

エ 福祉事業者

オ 障害者団体

カ 自衛隊 等

(3) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、必要な都度最新の情報に更新し、健康福祉局、各区役所及び各消防署にて保管する。また、各区役所には2部保管し、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。

(4) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

ア 平常時

「助け合いの仕組みづくり」に取り組む意思決定をした自主防災組織等の地域団体へ名簿情報を提供する際は、個人情報の取扱等に関し区役所と協定を締結し、管理規約の提出を求めた上で実施するものとする。

イ 災害発生時

4(2)に定める提供先へ名簿情報を提供する際は、提供した避難行動要支援者名簿を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは避難行動要支援者名簿を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

5 避難行動要支援者に係る個別避難計画

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難をすることが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者に、避難の支援、

安否確認、その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために作成する計画をいう。

(1) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者を対象に、居住している地域のハザードや心身の状況などにより特に支援を要する方から順次同意確認の上、令和3年度よりおおむね5年程度で作成するよう取り組みを進める。

ア 記載内容

個別避難計画に記載する事項は、本人・家族・知人・本人と関係する者、支援者、その他からの情報を踏まえ、次の事項とする。

(ア) 避難行動要支援者に関する事項

氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難場所・避難支援等を必要とする理由等

(イ) 避難支援等実施者に関する事項

氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先

(ウ) その他市長が必要と認める事項

イ 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿に記載された個人情報等を利用し、個別避難計画を作成する。

ウ 個別避難計画の作成に係る協定の締結

個別避難計画の作成にあたり、福祉サービス事業者等の個別避難計画の作成を支援する者（以下「計画作成支援者」という。）へ秘密情報を提供する際は、事前に秘密情報の共有に関する秘密保持協定を締結するものとする。

(2) 別避難計画の更新

計画作成後、本人の心身の状況や取り巻く環境の変化等に従って、計画を修正する必要がある場合は、その内容を適時適切に更新する。

(3) 個別避難計画の外部提供

平常時において個別避難計画に記載された情報の外部提供を行うにあたっては、個別避難計画の対象者本人から同意を得た上で避難支援等の実施に必要な限度において行うものとする。また、災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合においては、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画の対象者本人の同意なしに、避難支援等関係者等へ個別避難計画に記載された情報を提供できるものとする。

ア 平常時における個別避難計画の提供先

(ア) 個別避難計画作成対象者本人又はその家族

(イ) 個別避難計画に記載された緊急連絡先

(ウ) 計画作成支援者

(エ) 個別避難計画に記載された避難支援等実施者等

イ 平常時における個別避難計画に記載された情報の提供先

自主防災組織等の地域団体

ウ 災害が発生又は災害が発生するおそれのある場合の個別避難計画に記載された情報の提供先の例

(ア) 自主防災組織等の地域団体

- (イ) 愛知県警察
- (ウ) 避難所代表管理者
- (エ) 福祉事業者
- (オ) 障害者団体
- (カ) 自衛隊等

(4) 個別避難計画の提供に係る情報漏えいの防止

ア 平常時

個別避難計画に記載された情報を5(3)イに定める提供先へ提供する際は、個人情報の取扱い等に関し協定を締結し、管理規約の提出を求めた上で実施するものとする。なお、個別避難計画に記載された情報の提供に際して、個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

イ 災害発生時

避難支援等関係者に個別避難計画を提供する際は、提供した個別避難計画を紛失しないこと、避難行動要支援者の安否の確認や避難の支援の活動が完了したときは個別避難計画を返却すること、安否の確認等の活動により知り得た個人情報を他に漏らさないこと等の個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

(5) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

災害に関する予報若しくは警報の通知を受けた場合等において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をするものとする。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行うことができるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

6 外国人等に対する対策

(1) 多言語及びルビ付日本語による外国人向けの生活情報冊子を作成・配布するとともに、ラジオで防災に関する外国語放送を行い、平常時から外国人の風水害等に関する知識の啓発と防災行動力の向上に努めるものとする。

(2) (公財)名古屋国際センターの協力を得ながら、外国公館や外国人関係団体との連携を強化し、情報提供、被災相談等、災害時の外国人に対する救援活動が円滑に行えるような体制づくりに努めるものとする。

第2 避難生活の確保

要配慮者が不安なく避難生活ができるように、要配慮者に配慮した食糧・生活必需品等の備蓄を進めるとともに、福祉的配慮に基づく避難施設の整備に努めるものとする。

1 食糧・生活必需品等の備蓄

食糧・生活必需品等の備蓄は、おかゆ、粉ミルク、紙おむつ（子ども用・大人用）、生理用品、哺乳ビン等、要配慮者に配慮した備蓄をする。

2 避難施設における福祉的配慮

指定避難所に指定された公共施設は、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ多目的トイレの設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。

(資料)

- ・災害救助用物資の備蓄
- ・災害救助用物資の調達

(附属資料編 計画資料 41)

(附属資料編 計画資料 42)

第13節 防災意識の啓発及び防災訓練

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、防災関係機関の防災対策の推進はもちろん、住民一人ひとりが自らの予防措置を講じ、災害時や南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言時に落ち着いて行動することが大切である。

このため、防災の日常化を目的として、市民・事業者・職員ごとに目指すべき姿と人材育成方針の方向性を定めた「名古屋市防災人材育成方針」に基づき、職員とあわせて、市民及び事業者に対しても日頃からあらゆる機会を通じて防災知識の普及活動を行い防災意識の高揚を図るものとする。

また、防災訓練を通じて防災関係機関との連携を深めるとともに、災害時や南海トラフ地震臨時情報発表時、警戒宣言時における応急対策活動が市民や民間事業者とともに円滑に実施されるよう努めるものとする。

第1 防災意識の啓発

防災活動の成果をあげ、被害の拡大を防止するため、職員の防災教育の実施及び学校教育、社会教育、その他あらゆる広報媒体を通じて防災知識の普及を行い、防災意識の高揚を図る。

1 職員に対する防災教育

名古屋市防災人材育成方針に基づき、職員の災害時における的確な判断力を養成し、防災上必要な知識及び技術を向上させ、また、職場内における防災体制を確立するため、講習会、研修会等あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育は、上記防災人材育成方針を踏まえて、各局・部・課等が主体的に行うものとする。

(1) 教育内容

- ア 職員が果たすべき役割
- イ 風水害や地震に関する基礎知識
- ウ 本市が行っている風水害及び地震対策に関する知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 東海地震に関連する調査情報（定例、臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言その他これらに関する情報及びこれに基づきとられる措置の内容
- カ 想定される南海トラフ巨大地震及び津波に関する知識
- キ 家庭の地震防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- ク 緊急地震速報、大津波警報等、特別警報を見聞きした場合の対応に関する知識

(2) 教育の方法

ア 講習会

職員を対象とした防災に関する気象講習会を、名古屋地方気象台、有識者等の協力により開催し、気象、地震防災に関する専門的知識の習得を図る。

イ 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令並びに防災活動に関しての説明、研修会等を行

い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、土木、水防、建築、その他防災技術対策に必要な知識の習得を図る。

ウ 検討会

防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

エ 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

オ 印刷物の配付

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配付する。

カ 防災任務カードの携行

職員の平常時からの防災意識の啓発と緊急時における初動体制の速やかな立ち上がりを図るため、「防災任務カード」に個々の勤務時間外の初動任務を明記し、常時携行するものとする。

なお、職員の任務が非常配備ごとにローテーションされている場合にあつては、適正に周知できるよう、各職場において対処するものとする。

2 学校教育における防災教育

地震や風水害等に関する知識、避難の方法、災害発生時の心得などについて、普段から幼児・児童・生徒の発達段階及び地域の特性や実態等に応じて、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動を通じて必要な防災教育を行う。

(1) 安全指導

ア 教育課程の中で災害の種類、原因、実態及びその対策等防災関係の事項を習得させる。

イ 登下校（降園）途中の安全を確保するため、異常気象時における通学路の点検方法及び地域情報の収集方法、幼児・児童・生徒に対する安全指導事項等を含めた指導計画を各校（園）ごとに立案し、幼児・児童・生徒及び教職員並びに保護者への徹底を図る。

(2) 教育内容

ア 地震、津波、台風や大雨などの発生メカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどについて科学的な理解を深める。

イ 災害発生時における危機を認識して日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動が迅速にとれる能力（防災リテラシー）を身につけさせる。

ウ 地震発生時に、進んで他人や地域の安全に役立つことができるような知識、能力を、児童・生徒等の発達段階に応じて養う。

(3) 防災訓練

幼児・児童・生徒及び教職員の防災意識の高揚と災害時に迅速かつ適切な避難行動等がとれるよう学校行事等の一環として、災害種別に応じた防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。また、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な対応がとれるよう、災害の状況を想定し、情報の伝達、幼児・児童・生徒等の避難誘

導など、防災上必要な訓練を計画的に実施する。

ア 訓練は年間計画に位置付けて設定し、全職員の協力と児童・生徒等の自主的活動があいまって十分な効果を収めるように努める。

イ 訓練は、毎年1回以上実施し、学校種別・学校規模・施設設備の状況、幼児・児童・生徒等の発達段階など、それぞれの実状に応じて、具体的かつ適正なものとする。

ウ 訓練にあたっては、事前に施設設備の状況、器具・用具などについて、常に使用できるよう安全点検を実施するとともに、訓練による事故防止に努める。

エ 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員及び幼児・児童・生徒等の組織を確立し、各自の役割を周知徹底しておく。

オ 訓練実施後は、十分な反省を加え、計画の修正及び整備を図る。

(4) その他の教育活動

防災関係機関、防災施設の見学並びに防災関係の催物等への参加を行う。

(5) 教育関係職員に対する教育

市は、幼児・児童・生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対して機会を捉えて研修を行い、地震防災知識の高揚に努める。

(6) 幼児・児童・生徒等に対する教育

市は、学校等が行う幼児・児童・生徒等に対する防災教育に関し、必要な指導及び助言を行う。

なお、防災教育は、学校等の種別及び幼児・児童・生徒等の発達段階やその行動上の特性、学校等の立地条件等実態に応じた内容とし、計画的・継続的に実施する。

3 市民・事業所に対する防災教育及び広報

市民が自らの予防措置を講じ、災害時には一人ひとりが落ち着いて行動することが大切である。特に、同時多発火災の発生を抑えることが被害の軽減につながるため、各家庭における家具の転倒防止対策、出火防止、初期消火等の徹底を図ることが課題となる。

このため講習会、映画会及び講演会の開催、生涯学習センター、港防災センター等における教育のほか、自助力向上の促進事業や戸別訪問における啓発、あるいはテレビ、ラジオ、新聞等の利用、広報冊子、パンフレット・チラシ等の作成・配付や学区防災安心まちづくり委員会、防災週間・防災とボランティア週間内における事業、各種訓練などあらゆる機会を通じて防災意識の啓発と防災に関する知識の普及を図る。

(1) 広報・教育内容

ア 防災に関する基礎知識

イ 南海トラフ地震臨時情報の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

ウ 地震予知情報等の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

エ 予想される浸水、地震及び津波に関する知識、地域の危険度に関する知識

オ 地震予知情報等が発表された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う安否確認、救助活動、避難行動、初期消火及び自動車運行自粛等の防災上とるべき行動に関する知識

カ 正確な情報の入手方法

- キ 防災関係機関が講ずべき応急対策等の内容
- ク 地域の指定避難所、指定緊急避難場所等、避難路に関する知識
- ケ 避難生活に関する知識
- コ 平素住民が実施できる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の生活必需品・衛生用品の備蓄、家具の転倒防止対策、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- サ 木造住宅をはじめ民間建築物の耐震診断と必要な耐震改修の内容

(2) 防災教育

- ア 各学区防災安心まちづくり委員会等と連携して、市民一人ひとりに対して、災害に関する一般知識、災害時の心得など防災知識の普及に努めるとともに、防災学習会、自主防災訓練等を行うことにより災害時における住民相互支援の基盤づくりを進める。
- イ 生涯学習センター等で行われる事業や各種イベント等を通じて、防災に関する一般知識、災害時の心得などの習得並びに応急手当等の知識と技術の体得を図るとともに、コミュニティやボランティアに関する講座の開設などを通し、災害時における住民相互支援の仕組の充実を図る。
- ウ 港防災センターにおいては、防災に関する相談及び指導、パネルや資料の展示、体験学習並びに防災講演会や映画会の開催などを行い、市民の防災に関する知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

(3) 広報

各種ハザードマップや防災情報、日頃からの備えなどをまとめた防災ガイドブックや広報などやなどの印刷物、テレビ、ラジオ、ホームページ等を利用し、災害の危険性に関する情報、防災に関する一般知識、平常時の備え、災害時の心得等の防災知識の普及を図る。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

さらに、防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対しては、積極的に協力を依頼するとともに、本市の防災対策についての計画等必要な情報の提供に努める。

なお、広報にあたっては、下記事項を重点に実施する。

ア 平常時の心得に関する事項

- (ア) 家族と避難先や連絡先を相談しておくこと。
- (イ) 防災訓練に進んで参加すること。
- (ウ) 自主防災組織の活動の中で、防災活動に必要な知識や技術を習得しておくこと。
- (エ) 食料、飲料水、衛生用品、医薬品等の準備、自動車へのこまめな満タン給油をすること。
- (オ) 非常持出品をまとめておくこと。
- (カ) がけ崩れ、津波に注意すること。
- (キ) 住宅の耐震診断等を行うこと。

- (ク) 建物の補強、家具の転倒防止対策及びブロック塀の倒壊防止対策を行うこと。
- (ケ) 消火器等の準備や感震ブレーカーを設置すること。
- (コ) 防災気象情報の種類と意味を理解しておくこと。
- (サ) 東海地震や南海トラフ地震が時間差で発生する可能性のあること。
- (シ) ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時の心得に関する事項

- (ア) 日頃からの地震への備えの再確認をすること
 - ・避難場所、避難経路の確認
 - ・家族との安否確認手段の確認
 - ・家具の転倒防止対策の確認
 - ・非常持出品の確認
 - ・出火の防止、危険物の安全措置の確認
 - ・隣近所との連絡、助け合いに関する確認
- (イ) 安全な防災行動をとること
 - ・津波、土砂災害などの危険性が高い場所になるべく近づかないようにすること
 - ・屋内のできるだけ安全な場所で生活すること
 - ・ベッドの頭上や高い場所に物を置かないこと
 - ・防災情報の入手方法を確認すること

ウ 東海地震注意情報発表時の心得に関する事項

- (ア) 正しい情報を入手すること。
- (イ) 早期の帰宅を心がけること。
- (ウ) 警戒宣言時に備えること。

エ 警戒宣言時の心得に関する事項

- (ア) 正しい情報を入手すること。
- (イ) 家庭における各人の役割を確認すること。
- (ウ) 家の中の安全な場所を確かめること。
- (エ) 火はできるだけ使わないこと。
- (オ) 危険物などの安全に注意すること。
- (カ) 水や消火器を用意すること。
- (キ) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (ク) 非常持出品を確保すること。
- (ケ) 隣近所で助け合うこと。
- (コ) 自動車や電話の使用を自粛すること。

オ 地震発生時の心得に関する事項

- (ア) まず、わが身の安全を図ること。
- (イ) 安全確実に火の始末をすること。
- (ウ) 非常脱出口を確保すること。

- (エ) 火が出たら、まず消火すること。
- (オ) あわてて戸外に飛び出さないこと。
- (カ) 狭い路地、塀ぎわ、がけや川べりに近寄らないこと。
- (キ) 山崩れ、がけ崩れ、津波に注意すること。
- (ク) 避難は徒歩で、持物は最小限にすること。
- (ケ) みんなが協力し合って応急救護を行うこと。
- (コ) 正しい情報を入手すること。
- (サ) 東海地震、南海トラフ地震が時間差で発生する可能性のあること。

カ 緊急地震速報利用の心得、大津波警報等、特別警報に関する事項

キ 家庭内備蓄の推進

災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるので、7日分程度の飲料水、食料、衛生用品その他の生活物資等の家庭内備蓄を推進する。

4 自動車運転者に対する地震教育

警戒宣言時又は地震や風水害が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行う。

- (1) 広報の方法
- (2) 広報の対象
- (3) 広報の内容

第2 防災訓練

災害による被害の拡大を阻止し、最小限にとどめるには、防災関係機関による災害対策の推進はもちろんのこと、市民一人ひとりが日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講ずることができるようになることが必要である。

このため、防災担当者の災害対応能力の向上とあわせて、市民に対しても、防災訓練を実施するよう促す。

市民に対する防災知識の普及、啓発を目的とした避難訓練、救出・救護訓練、初期消火訓練などの基礎的訓練及び図上訓練を実施するとともに、これらの基礎訓練を組み合わせた総合的な防災訓練を実施するものとする。

1 基礎訓練

技能の修得を主体とした水防工法訓練、通信連絡、操船操舵、炊き出し、避難、初期消火、救出・救護等の基礎な実地訓練及び図上訓練の実施を重ね、責任の自覚と技術の錬磨を図るものとする。

(1) 水防工法訓練

水災害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市、区関係職員及び地域関係者に対し、体験型・実践型簡易水防工法訓練、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。

(2) 災害救助法実務訓練

災害発生時における災害救助業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を

期するため、市、区関係職員に対し、災害救助法実務訓練を実施する。

(3) 炊き出し訓練

防災意識の高揚と、災害発生時における炊き出し計画を円滑かつ迅速に遂行し、応急救助活動に万全を期するため、地域関係者、市及び区関係職員に対し、炊き出し訓練を適宜、実施する。

(4) 動員訓練

地震災害時における災害対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

(5) 指定避難所運営訓練

熊本地震等を教訓として改正した「指定避難所運営マニュアル」の実効をあげるため、各区において指定避難所開設・運営訓練等を実施する。

(6) その他の訓練

通信連絡、操船操舵又は避難訓練等を適宜実施する。

2 総合訓練

愛知県をはじめ、関係機関公共的団体及び住民の協力のもとに、通信連絡、水防工法等各種の内容を包含した有機的かつ効果的な総合訓練を計画し、実施するものとする。

(1) 本市の水防訓練

大雨、台風に備え毎年5月～6月に各区役所を中心として関係機関及び住民の協力のもとに、総合的な訓練を実施する。

ア 訓練内容

職員の参集、公所間の情報収集・伝達、区本部の運営、水防工法等

イ 訓練参加者

名古屋市、愛知県警察、住民等

ウ 訓練場所

毎年、河川、ため池、公園及び市街地において実施する。

(2) 本市の防災訓練

市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年8月30日から9月5日の防災週間及び11月5日の津波防災の日を中心に、市及び防災関係機関並びに民間企業、市民の参加を得て、本計画の具体的な運用等の検証を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。

訓練内容は、地震規模や被害の想定を明確にするとともに、様々な条件を設定することにより、より実践的なものとし、次のとおり実施する。

ア 東海地震を想定した予知対応型訓練

警戒宣言時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、地震予知情報等の発表に基づく職員の参集訓練、警戒宣言時等の情報の伝達、広報及び広聴活動の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

訓練の内容は、次のとおりとする。

(ア) 地震予知情報等発表時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言時における地震防災応急対策等の実施に必要な要員の参集及び地震警戒本部運用訓練

(イ) 地震予知情報等の通知、伝達、広報及び広聴活動の訓練

(ウ) 交通規制、事前避難等に関する訓練

(エ) 発災後の災害対策本部の設置及び消火活動、避難誘導、救護活動、道路の警戒活動、給水・給食等の応急措置に関する訓練

(オ) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(カ) その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

イ 南海トラフ巨大地震を想定した突発対応型訓練

南海トラフ巨大地震の被害想定周知、関係機関及び市民の自主防災体制との連携強化を目的として、突発型地震発生時の職員の参集訓練、大津波警報等の情報の伝達、広報及び広聴活動の訓練、あるいは地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。

訓練の内容は、次のとおりとする。

(ア) 突発型地震発生時における地震防災応急対策等の実施に必要な要員の参集及び災害対策本部等運営訓練

(イ) 大津波警報等の通知、伝達、広報及び広聴活動の訓練

(ウ) 交通規制、事前避難等に関する訓練

(エ) 発災後の災害対策本部等の設置及び消火活動、避難誘導、救護活動、道路の警戒活動、給水・給食等の応急措置に関する訓練

(オ) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

(カ) その他地震防災応急対策の実施等に関する訓練

ウ その他の地震訓練

地震発生後の災害応急対策を円滑に実施することを目的に、防災関係機関、公共的団体、市民、事業所の協力のもとに消火、避難、救出・救護、情報収集・伝達、要配慮者への対応等の内容を包含した有機的かつ効果的な総合防災訓練を実施する。要配慮者自身の災害対応力の向上や、地域において障害の特性に応じた支援や配慮についての意識向上を図るため、避難誘導、指定避難所での支援に関する訓練について、要配慮者やその家族に参加を促すとともに、地域住民の理解が得られるよう啓発を行う。

エ 他縣市等との相互協力

災害応援に関する協定に基づき、他縣市等との訓練の相互参加に努める。

(3) 国、県その他関係機関の実施する訓練

国、県その他関係機関と連携し、各機関の実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに、大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防止し得るよう努める。

3 防災関係機関等の実施する防災訓練の指導協力

市は、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

また、市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、愛知県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

4 防災訓練に伴う交通規制

公安委員会は、災害対策基本法又は大規模地震特別措置法の定めるところにより防災訓練を効果

的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。

5 訓練の検証

市は、訓練での課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講ずる。

第14節 地域防災力の向上

大規模な災害が発生した場合、建物が多数倒壊した場合、同時に複数の火災などが発生した場合には、本市消防機関の応急対策活動だけでは困難であったり、交通の遮断等で緊急車両の通行が思うにまかせない事態が生じたりすることがある。こうした中で、被害を最小限に抑えるためには、地域住民や事業所がそれぞれの責務のもとに、自ら又は力を合わせて災害に立ち向かうことが不可欠である。

伊勢湾台風、阪神・淡路大震災など過去の災害においても地域防災力の大切さが認識されているところであり、とりわけ東日本大震災においては、「自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働かないこと」が強く認識されている。

災害に備えて、市民が普段から自分や家族の身の安全を守る準備や心構えをしておくとともに、発災直後の初期消火、救助活動など地域コミュニティで助け合う応急対策活動を意識し、消防団、関係行政機関及び事業所等と連携し、地区防災カルテ等を活用しながら地域特性に応じた防災活動を推進することで、地域防災力の向上を図る。

また市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

第1 地域での助け合い

大規模災害においては、被災者一人ひとりに行政の救いの手が回るのに相当の時間が必要となる。このような災害においては、地域での助け合いが大きな力を発揮することは、過去の災害の例を引くまでもなく証明されている。

地域での助け合いは、地域住民による共助の仕組みであり、住民自らが主体となることこそが、災害時における地域での助け合いの実効性を確保する最良の方法である。市においても避難行動要支援者をはじめとした地域住民の安否の確認、避難支援などが迅速かつ適切に行われるよう、地区防災カルテを活用した話し合いや各種訓練などを通じて、地域での助け合いを積極的に支援する。

第2 自主防災組織の育成

災害が発生し、被害を最小限に抑えるためには、発災直後、市民自らが防災活動を組織的に行うことが必要であり、平素から地域における良好なコミュニティを形成し、いざというときに役立つ地域防災の基盤を確立するため、既存の防災組織との整合性を図りつつ、市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1 自主防災活動

おおむね町内会、自治会ごとに自主防災組織の結成を促し、これらの自主防災組織に対し助成を行うとともに育成体制の整備を図り、各学区防災安心まちづくり委員会などと連携して、自主防災組織単位での講習会の開催、初期消火、救出・救護、避難等の実技指導及び災害救助地区本部と連携した訓練等を実施し、効果的な防災活動の促進を図るものとする。

2 自主防災組織の活動

自主防災組織の主な防災活動は次のとおりであり、自らの防災知識・技術の普及計画や応急対策活動計画、避難行動計画などについて検討し、地域住民へ積極的に周知するよう努める。

平 常 時	災 害 時
ア 防災に関する知識の普及	ア 出火防止の広報及び初期消火の実施
イ 初期消火、避難、救出・救護等の訓練の実施	イ 安否確認の実施、情報の収集・伝達
ウ 避難場所の周知	ウ 救出・救護の実施及び協力
エ 災害危険箇所の調査	エ 避難誘導の実施
オ 学区連絡協議会との連絡調整	オ 災害救助地区本部への報告
	カ その他応急対策活動

第3 消防団の充実強化

消防団は、消防署と連携し防災活動、応急救護活動等を実施し、地震や風水害等各種災害による被害の軽減を図ることを任務としているが、発災後、地域住民による積極的な自主防災活動が行われるためには、地域における防災の要である消防団の的確なリードが不可欠であるため、次のような消防団の防災活動力の充実強化に努める。

1 団員に対する防災教育

配置した救助・応急資器材を安全かつ効果的に活用できるよう、団員用「消防団員実務必携」「消防団震災活動マニュアル」等の各種教養資料等に基づき、大規模災害を想定した実践的な各種訓練の充実を図る。

2 指揮命令及び情報伝達における確実性の確保

災害現場においてタイムリーな情報収集を始め、団員幹部からの指揮命令等を迅速、確実なものにするとともに、団員の安全を確保するため情報伝達手段の確立を図る。

3 救助、応急救護用資器材等の増強配置

発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資器材等を配置するとともに、消火能力の向上を図るため、可搬式ポンプの機能強化を図る。

第4 事業所における地域防災力の育成

事業所は、地域において事業活動を行う地域社会の一員であり、災害発生時には、その組織力や敷地、資器材等をもって、周辺地域における防災活動に寄与することが求められている。このため、地域における防災体制の強化を図るとともに、日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所自衛消防組織等と連携するなど、事業所及びその周辺地域の被害を軽減するための地域防災体制づくりを進める。

1 事業所の自衛消防組織等の育成

消防法に基づく自衛消防組織が義務付けられている事業所のみならず、事業規模に応じ、災害時に有効な防災活動ができる自主的な防災組織の結成を促す。また、事業所内で発生した災害対策のみならず、事業所の周辺住民に対する救出救護活動、初期消火活動、応急手当等まで含めた応急活動が実施できるよう、応急計画の策定や自衛消防隊員の災害対応能力の向上を行うなど、事業所の自衛消防組織の育成に努める。

2 防災関係機関等との連携

日頃から防災関係機関、各学区防災安心まちづくり委員会や地域住民、他の事業所の自衛消防組織等と協力し、災害発生時に、次の事項について相互連携した災害応急活動が円滑に実施できるよう、協調体制づくりを進める。

- (1) 救出救護活動、応急手当等の実施に関すること。
- (2) 被害情報の収集、伝達に関すること。
- (3) 救出救護資器材の提供に関すること。
- (4) 被災者の避難誘導・避難収容に関すること。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

名古屋市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

1 地区防災計画の作成

地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

なお、提案に関する詳細については、市防災会議運営要綱に定める事務局長が別に定める。

項 目	詳 細
計画の対象範囲	・ 対象地区の範囲に関すること。
計画の目的・目標	・ 活動の目的・目標に関すること。
地区の特性	・ 地区の特性（自然特性及び社会特性）に関すること。 ・ 各種ハザードマップに関すること。
具体的な防災活動	・ 平常時の活動に関すること。 ・ 災害時の活動に関すること。 ・ 避難行動に関すること。
計画の見直し	・ 計画の見直しに関すること。

2 地区防災計画の地域防災計画への反映

市防災会議は地区居住者等から提案を受けた場合、提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとし、定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、計画提案をした地区居住者等に通知する。

(資料)

- ・名古屋市自主防災組織推進要綱
- ・自主防災組織結成状況
- ・地区防災計画策定状況

(附属資料編 計画参考 16)

(附属資料編 計画参考 17)

(附属資料編 計画参考 18)

第15節 事業所等への安全指導

大規模な災害が発生すると、建物の損壊のほか、火災の発生、危険物の流出等による災害の発生危険がある。事業所は、一般家庭に比べてその使用する火気や危険物等が大量にあり、万一、これらの災害が拡大すれば、自らの建物や財産だけでなく、周辺地域にも被害を与えるおそれがある。

このため、事業所等における災害の拡大危険を排除し、被害の軽減を図るよう、災害発生時の安全対策について指導を徹底する。

第1 事業所に対する防災指導

消防法に基づく防火管理者の選任義務がある事業所に対し、災害の発生に備えた事前対策をはじめ、発災後の応急対策、地域への協力体制等を含めた消防計画の作成を促すとともに、これに基づく消火、避難等の訓練の実施、火気使用設備器具の点検、消防用設備等の点検・整備、従業員に対する防災教育の実施などを行うよう指導する。

また、防災管理者の選任義務がある事業所に対しては、自衛消防組織の設置と防災管理者の選任及び大規模地震等に対応した消防計画の作成を指導するほか、当該消防計画に基づく避難訓練等を通じて地震災害による被害の軽減を図り、事業所における安全対策の強化を図る。

1 予防査察

消防法に基づく予防査察等を通じ、出火危険及び延焼拡大危険を排除するとともに、事業所における防災体制を強化するため、次の事項について指導の徹底を図る。

項 目	対 策
火気使用設備、器具の安全管理	1 点検、整備の実施 2 臨時火気使用の安全管理 3 地震発生時の緊急点検の実施
消防用設備等の点検	1 自主点検、定期点検の実施 2 不良箇所の早期改修 3 自家発電設備の作動点検及び燃料、冷却水の確保 4 スプリンクラー設備等固定消火設備の破損を想定した消火器、消火用水の増強
予防措置の実施	1 災害情報の収集及び従業員への伝達 2 建物への浸水防止措置 3 ブロック塀の倒壊防止措置 4 ネオンサイン、看板、アンテナ等の落下防止措置 5 窓ガラスの飛散防止措置 6 事務機器、ロッカー等の転倒防止措置 7 危険物類、化学製品等の落下防止措置
避難経路の確保	1 廊下、階段に置かれた避難上の障害物の除去 2 防火戸、防火シャッターの適正な維持管理 3 パニック防止のための非常放送の活用
資器材等の準備	1 救出救護資器材の準備 2 懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品、土のう等の準備 3 非常食、飲料水等の備蓄

項 目	対 策
隣保共助体制の推進	1 事業所周辺における救出救護活動の実施 2 救出救護資器材の提供 3 避難場所としての敷地等の活用 4 被災住民に対する応急手当の実施 5 事業所周辺における消火活動の実施

2 防災訓練等

事業所における防災活動の円滑な実施を期するため、防災及び応急手当に関する知識及び技術の普及を目的とした講習会並びに基礎訓練、図上訓練等を組み合わせた総合防災訓練の実施に努める。

第2 有害化学物質等の安全指導及び啓発

1 有害化学物質の安全指導

有害化学物質を使用・保管する事業所に対して、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に定める「事故時の措置」に係る規定を周知し、災害時に関係事業者が適切に対応できるよう指導する。

2 石綿の飛散防止の啓発

建築物等の所有者に対して、あらかじめ吹き付け石綿等の使用状況について確認し、災害時には「名古屋市災害時石綿飛散防止マニュアル」を参考に石綿が大気中に飛散しないように適正に対応するよう啓発する。

3 毒物・劇物による危害防止指導

毒物・劇物を取り扱う事業所に対して、毒物及び劇物取締法により、毒物・劇物の保管管理及び事故等の際の措置について指導を行う。

第3 危険物等の安全対策

石油類等の危険物、火薬類並びに高圧ガス（LPGを含む）、毒物・劇物、放射性物質等を保有する事業所における火災等の災害の発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育など危険物等に対する保安確保に努めるよう指導するものとする。

1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導

(1) 立入検査

危険物施設の立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備並びに危険物の貯蔵・取扱い及び維持管理状況等について指導を行うとともに、個々の危険物施設の設置者、所在地、形態及び取扱う危険物の種類等の内容を把握・管理する。

また、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両にあつては、路上立入検査を実施し、危険物移送の安全確保を図る。

(2) 保安教育及び訓練

ア 保安教育

危険物保安監督者又は危険物取扱者等を対象に、危険物の安全管理、地震対策等についての講習会

を開催し、危険物施設保有事業所における自主保安力のより一層の向上を図る。また、立入検査時及び各種講習会等の機会においても地震動により危険物収容容器が転倒落下しない措置及び危険物の混触、酸化による発火危険等について関係者に周知し、危険物の安全管理の確保を図る。

イ 訓練

危険物施設保有事業所において単独でまたは消防機関と合同で火災、漏洩、地震・津波等発生時の危険物施設災害を想定した訓練を実施し、自衛消防組織の活動をはじめとした事業所における防災体制のより一層の充実強化を図る。

(3) 危険物施設の耐震化

主に次の設備等について耐震化を促進するため指導する。

- ア 危険物施設の消火設備における水系消火設備の貯水槽、消火薬剤の貯蔵槽、ポンプ等及び消火配管
- イ 屋外タンク貯蔵所間の歩廊橋
- ウ 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台
- エ 容量500k1以上の屋外タンク貯蔵所
- オ 防油堤
- カ アからオの他、危険物漏えい時の応急措置のための土のう等応急措置資器材を常備し、維持管理する。

2 火薬類を保有する事業所の安全指導

火薬類の販売所等、火薬類を取り扱う事業所の立入検査を実施するなど、火薬類取締法に基づく規制を行うとともに、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

3 高圧ガスを保有する事業所の安全指導

高圧ガスの製造、貯蔵等を行う事業所へ立入検査を実施するなど、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）に基づく規制を行うとともに、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

4 毒物・劇物、放射性物質等を保有する事業所の安全指導

毒物・劇物、放射性物質等（以下「毒劇物等」という。）を保有する事業所にあつては、届出内容を確認するとともに、毒劇物等を保有する事業所への立入検査を実施することにより、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

第16節 重要データの管理

災害が発生した場合に、迅速かつ円滑に災害対策活動や復旧活動を実施するためには、これら活動の基礎となるデータが不可欠である。

このため、日頃から様々な行政データの安全管理に努めるとともに、災害発生後、速やかに応急活動等にあたるように、災害対策用に行政資料を調整し、管理しておかなければならない。そこで、被災住民の確認、応急救助等の基礎的資料として利用するため、住民の居住状況を把握しておくとともに、急激に増大する災害対策活動等に利用する公園、緑地等のオープンスペースを確保し掌握する。

第1 災害対策住民リストの整備

災害時に必要とされる住民情報を確保するため、区長（区本部長）は「災害対策住民リスト」を作成し、毎年更新する。災害対策住民リストは、統計学区の区域単位で、町・丁目別及び災害対策委員別に整備しておき、災害発生後、区本部及び災害救助地区本部における応急対策活動等に利用する。

第2 オープンスペース候補地の管理

大災害が発生した場合、オープンスペースは、発災直後から避難者を保護するための避難場所であったり、消防、自衛隊、警察等広域応援部隊の活動拠点などに活用されるほか、復旧段階においても、応急仮設住宅建設用地や災害廃棄物仮置場をはじめ、ライフライン機関等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。

こうした需要に対して、限られたオープンスペースが無計画（無秩序）に使用されると災害応急・復旧活動に支障をきたす恐れがあり、災害後様々な活動の中で時系列に沿った重要度を踏まえながら、オープンスペース利用の需給を統制し合理的に活用していくことが望まれる。

そこで、予め、市内の一定規模以上のオープンスペースについては、災害対策用地リストとして防災危機管理局危機対策課において一括管理し、毎年更新を図っていく。

1 オープンスペースの使用目的

災害時にオープンスペースを必要とする使用目的は、次のとおりとする。

- (1) 広域応援部隊の活動拠点
- (2) 場外離着陸場等
- (3) 災害ボランティアを受け入れるための拠点
- (4) 災害廃棄物仮置場
- (5) 応急仮設住宅建設用地
- (6) ライフライン機関等による復旧用地、普及資器材置場
- (7) その他防災上必要なオープンスペース

2 候補地の選定

公園、緑地、競技場、駐車場等、名古屋市等が管理する公用地（原則として学校のグラウンドを

除く。)で、実際に利用できるオープンスペースの面積が 1,000 m²以上の空地をいい、次のような項目を付記してオープンスペース候補地台帳に整理するものとする。

- (1) 土地条件（勾配、段差、地盤、障害物等）
- (2) 災害危険性
- (3) 交通利便性
- (4) ライフラインの敷設状況
- (5) その他オープンスペースの状況を確認するために必要な項目

第3 データの分散管理

各局は、業務遂行上重要なデータ、図書等を災害により被災し業務が停止することのないよう、分散して管理するよう努めなければならない。

このうち、電子計算機等で使用されるデータのうち、行政運営に支障をきたすものは、市外での保管を考慮する。この場合、本市が被災した場合でも影響の少ない地区を選定する。

第17節 火災予防計画

第1 火災予防対策

火災予防については、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより、相当な効果を期待し得るものである。市街地の高層ビル化、地下街の建設など特殊な建築物の災害に対処し得る科学的な消防力の充実とこれらの建築物の自動消火設備の設置指導、消火栓、防火水槽の設置を促進するものとする。特に地下街における火災予防については、その特殊性に鑑み自主防火管理体制の確立を図るとともに、地下街に連結している関連ビル、地下鉄等関係管理者との間の共同防火管理体制を強化するよう指導を行うとともに、防火対象物の火災予防査察を強化し、火災の未然防止並びに初期消火、早期通報及び避難誘導訓練を徹底する。また、火災予防運動、防火管理講習等の実施による防火思想の普及・啓発を行うものとする。

1 自主防火管理体制の強化

防火対象物における出火の未然防止、人命安全確保等を実現するため消防法（昭和23年法律第186号）第8条で防火管理制度が、また、同法第8条の2で統括防火管理制度が規定され、防火対象物の管理権原者に、防火管理者の選任をはじめとする自主防火管理に関する義務が課せられている。消防機関としては、次の講習を実施し、防火対象物における自主防火管理体制の充実強化を図られるよう努めている。

(1) 甲種・乙種防火管理講習

防火管理者の資格を付与するための講習（防火対象物の用途、規模等に応じ甲種又は乙種防火管理講習に区分される。）

(2) 甲種防火管理再講習

特定用途で、収容人員が300人以上で、甲種防火管理者の選任を必要とする事業所に選任されている者のうち、資格取得講習又は再講習修了日以後の最初の4月1日から5年以内ごとに必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

(3) 防火管理業務実践サポート講習

事業所の防火管理者や防火管理業務実務担当者を対象に、防火管理業務を行うために必要な法令改正等の知識、技能を習得させるための講習

2 地下街及びビルの地下施設の予防対策

地下街、ビルの地階等については、用途の規制、危険物の貯蔵又は取扱い、火気使用設備・器具及び喫煙の規制を行い、出火危険を排除するとともに、延焼拡大防止のための自動消火設備（スプリンクラー）及び消火活動等を容易にするための排煙設備、無線通信補助設備等の設置強化を図り、災害発生時に安全に避難するための放送設備、誘導灯等の機能維持管理を徹底するよう指導に努める。また、これら対象物は地盤面下に位置し、かつ、自家発電設備等の中枢機能も設置されていることから、風水害等における浸水防止対策について指導を行い、非常時の電源確保等を図るよう努める。

3 火災予防運動等の実施

(1) 文化財防火デー

1月26日を中心に、指定文化財施設等に対する火災予防査察、文化財関係者と付近住民との防

火・防災講習会や座談会並びに消防訓練などを実施して、地域ぐるみで市内の文化財保護の推進を図る。

(2) 春・秋の火災予防運動

春 3月1日～3月7日(1週間)

秋 11月9日～11月15日(1週間)

火災多発時季を前に、市民の防火意識を高揚させるため、報道機関を通した広報依頼、防火ポスター等火災予防広報資料の配布、消火・避難訓練の実施及び関係者との講習会等を実施する。

また同時に地震等自然災害発生時における防火・避難及び救助等に関する啓発指導にも努める。

(3) 危険物安全週間

6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)、危険物製造所等における火災等災害を未然に防止するとともに、危険物の安全管理を推進するため、関係事業者に対し、自主保安体制の確立並びに災害発生時の応急措置等について指導に努める。また、これと併せて一般市民に対しても危険物の正しい貯蔵、取扱い等についての啓発に努める。

4 火災予防思想の普及

(1) 市民の自主防火指導

市民の自主防火意識の高揚、災害発生時に対応できる消火技術の習得及び地震等自然災害発生時における危険防止方策等について地域住民への啓発に努める。

(2) 近隣消火協力者使用消火器更新事業の推進

市民が自己の所有する消火器を使用して、近隣で発生した火災の消火活動に協力した場合、当該使用消火器を本市が更新(消火薬剤の詰替えを含む。)していくことにより、火災発生場所の近隣住民による初期消火活動の積極的な実施を図る。

(3) 高齢者世帯の防火指導

ひとり暮らしの高齢者世帯等を戸別訪問し、住宅用火災警報器の普及啓発、住宅における火気管理を始めとする防火指導等を実施する。

(4) 消防団の活動

消防団員による災害予防活動により、地域住民との密接な連携に努め、火災予防思想の向上に努める。

(5) 防火管理者協議会の育成指導

事業所の防火管理者を中心として、防火管理者相互の連絡調整と防火管理技術の調査研究を行い、効率的かつ高度な防火管理業務の実現を図るため組織された、防火管理者協議会に対し、防火講演会の開催及び情報誌の発行等を通じ、事業所における火災及び地震等の災害の予防を徹底し、自主防火管理体制の充実強化の推進に努める。

(6) 関係者の防火指導

火災予防査察、火災予防運動、その他防火研究会等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及・高揚に努める。

ア 災害発生時における応急措置の要領

イ 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底

ウ 避難、誘導体制の確立

エ 終業後における火気点検の励行

オ 自衛消防隊の育成指導

(7) 防火知識の普及・啓発用資器材等の整備

防火に関する知識や技術の普及・啓発のため、映画フィルムやビデオテープ等の資器材と起震車などの整備を図る。

(8) 年少者防火の指導

本市の小学校児童（4年生から6年生まで）により結成されているBFC委員会に対する情報提供や小学校3年生に社会科の防火副読本等の資料を配布するとともに、各種の学校行事を通じ防火、初期消火及び避難等に関する防火指導を行い、火災予防に関する知識を養う。

(9) 自主防災組織の育成

地域の災害予防並びに災害発生時における地域住民の協力体制の確立と防災行動力の向上を図るため、自主防災意識の向上及び災害発生時の活動要領等について指導を行い、自主防災組織の育成を図る。

(10) 放火火災の防止活動

放火（放火の疑いを含む。）による火災が、毎年、出火原因の上位となっていることから、関係機関、関係団体との協力体制を確立し、広報活動及び警戒活動を通じて、地域における「放火されない環境づくり」を推進する。

5 火災予防査察の実施

防火対象物の火災予防査察については、毎年度、消防局長が示す査察方針及び行政区における防火対象物の特性に基づき、必要とされる防火対象物を抽出した査察計画に基づき実施する。

特に、火災発生時において、人命に危険があると認められる対象物等については、特別査察等を行い、火災の未然防止を図る。

(1) 計画査察

消防署長が策定した査察計画に基づき行う査察で、違反是正及び潜在危険の排除を目的として実施する。

(2) 小隊査察

特建調査（後述する「第2 大規模火災対策、1 事前計画の設定、(1) 警防計画に定める建築物等の調査」）に併せて行う査察で、防火管理に係る事項について実施する。

(3) 臨時査察

個々の防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況等について関係者から防火上若しくは防災上の要求があった場合又は、火災があった場合、その他消防署長が必要と認めた場合に実施する。

(4) 特別査察

特定の業態の査察対象物若しくは特定の区域内にある査察対象物について、消防局長が火災予防上若しくは災害防止上必要があると認め、又は火災若しくは災害が発生したならば人命に危険があると認めた場合に実施する。

6 林野・枯草火災の予防対策

次の活動を展開し、火災の未然防止に努める。

(1) 山林・空地の枯草除去の勧告

(2) たばこの投げ捨て防止の立看板の掲出

- (3) 広報車等による地域巡回広報
- (4) 関係者に対する火災予防対策の指導
- (5) 報道機関、ちらし等による広報

7 空家火災の予防対策

空家における放火火災を発生させないために、広報紙、ちらし等による広報を行うとともに、地域団体や住民の協力を得て空家の実態把握を行い、空家の所有者に対し、侵入の防止、ガス及び電気の遮断等の措置を講じることを指導する。

第2 大規模火災対策

不特定多数の者が出入りする建築物等、火災の発生により多数の死傷者の発生が予想され、又は消防活動上特異である消防対象物及び区域については、通常の火災と区分して、次の措置を講ずるものとする。

1 事前計画の設定

(1) 警防計画

警防計画は、高層建築物、大規模建築物、危険物大量保有事業所等の特殊建築物及び木造家屋密集地等について、防火管理状況、消防用設備等の設置及び維持管理状況、危険物品等の保有状況、その他火災防ぎょ上の着眼事項等を調査研究し、的確な火災防ぎょ方策を示唆するため、次の建築物（工作物を含む。）及び地域について設定する。

ア 延べ面積 3,000m²又は地上 7 階以上の建築物

イ 病床の数が 50 以上の病院等又は高齢者福祉施設、更正施設、身体障害者更生援護施設等

ウ 危険物製造所又は一般取扱所で、指定数量の 100 倍以上の危険物を取り扱うもの、若しくは床面積が 1,000m²以上のもの

エ 危険物屋内貯蔵所で指定数量の 150 倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの

オ 指定数量の 1,000 倍以上の可燃性固体類及び綿花類等を貯蔵し、又は取り扱うもの

カ 中高層建築物、地下街、地下鉄、地下駐車場、危険物製造所、危険物屋外貯蔵タンクのうち、特に必要と認めるもの

キ 地下鉄の軌道並びにこれに付帯する駅舎、連絡通路（階段部分を含む。）及びずい道

ク 放射性物質又は核燃料物質等の貯蔵施設若しくは取扱施設等

ケ 一街区の木造家屋の建ぺい率 70%以上で火災発生時に延焼拡大及び人命危険が大きい地域

コ 市街地（建ぺい率 30%以上の街区）で、単独放水可能消防車が 3 台以下の地域

サ 山林、丘陵地等で消防車の進入困難な地域

シ その他の建築物又は地域

(2) 消防部隊出動計画

消防活動上特異である対象物の火災は、通常の火災と異なり、状況により大量の所要消防部隊を出動させることが必要であるので、対象物を次のように区分し、それぞれの火災状況に応じた消防部隊及び機械器材等を集中的に出動させるよう出動計画を樹立しておくものとする。

ア 超高層建築物

イ 地下街、地下鉄等

ウ 危険物製造所等

2 消防訓練及び特建調査の実施

(1) 消防訓練

避難誘導、初期消火等の初動体制を確立させるため、対象物の関係者に対して自主的に消防訓練を実施させるとともに、消防部隊の防ぎよう方策を研究向上させるため、所轄署のみならず隣接署の参加を得て、適宜消防訓練を実施するよう努めるものとする。

(2) 特建調査

特建調査は、火災発生時における消防部隊の活動を迅速かつ的確に行うため、前記1・(1)及びこれに準ずる消防上重要な対象物について、年間の計画に基づいて、次の事項を調査する。

ア 消防隊が活用する消防用設備等の有無

イ 部署障害

ウ 架梯障害

エ 活動障害

オ 活動危険

カ その他

(資料)

・ 特別防火対象物等

(附属資料編 計画資料18)

・ 高層建築物及び地下街

(附属資料編 計画資料19)

第18節 津波対策

第1 津波被害予測

1 被害想定調査

名古屋市において想定される最大津波高さは、第1章・第7節・第1のとおりである。

2 被害予測

(1) 浸水被害等

ア 想定する各地震において、浸水範囲が最大となるのは南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮）であり、中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区において浸水被害が予想されている。

イ 津波の到達時間は、特定の地点において津波高が30cmとなるまでの時間とし、南海トラフ地震（あらゆる可能性考慮）において、その時間は96分である。

第2 対策

1 津波対策事業

名古屋港では、昭和34年9月26日に襲来した伊勢湾台風を契機に高潮対策事業が進み、沖合の高潮防波堤を始め、内港部の防潮壁や防潮水門、木材港の木材流出防止柵が整備されている。さらに、市街地を保全する防潮壁の天端高は、伊勢湾台風時の最高潮位を上回る高さを維持するなど、第3節・第5に掲げる対策事業など施設の耐震性の強化及び水門等の自動化及び遠隔操作化等を図るなど被害を最小限にとどめる諸対策を講ずる。

また、南海トラフ地震による本市の津波被害は、津波到来までの間に津波防護施設の閉鎖による津波の侵入防止と、住民の円滑な早期避難により、大幅に軽減できると考えられる。

津波来襲に備え、施設の維持管理の徹底や操作体制の充実を図るとともに、市民の円滑な避難の確保を図る。

2 津波対策の基本的事項とその普及

港湾等に隣接した地域住民や港内等船舶には、次の心構えなどについて、第13節・第1及び第2に掲げる方法をもって防災意識の啓発、防災に関する知識の普及に努める。

(1) 地域住民

ア 強い揺れや弱くても長い揺れを感じたときは、急いでできるだけ高い場所に避難する。

イ 地震を感じなくても、津波注意報や津波警報、大津波警報が発表されたときは、急いでできるだけ高い場所に避難する。

ウ 津波注意報を始め、正しい情報をラジオ・テレビ等を通じて入手する。

エ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで避難を続ける。

(2) 船舶

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）等に退避する。

イ 地震を感じなくても、津波警報や大津波警報が発表されたときは、すぐ港外退避する。

- ウ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
 - エ 港外退避できない小型船は、直ちに高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をする。
 - オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報の解除まで気を緩めない。
- ※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

第3 津波災害警戒区域の指定に係る事項

本市は津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項各号の規定に基づき、次の事項について具体的な方策の検討を進めるとともに、検討結果を本計画に定めるものとする。また、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布、その他必要な対策を講ずることとする。

- ア 津波災害警戒区域ごとに津波に関する情報の収集及び伝達、予報、又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他の人的被害を防止するために必要な警戒体制に関する事項。
- イ 津波災害警戒区域内に地下街や要配慮者利用施設等がある場合には、施設の利用者の円滑な避難のための津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法。

第4 津波対策を推進する地域等

第1章第7節第1の3 津波予測より、津波に係る避難対策を推進するため、以下の地区を「避難対象地区」とする。

なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）第7条に規定する南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者に係る区域（以下「対策計画作成区域」という。）は、津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づく津波浸水想定において、水深30cm以上の浸水が想定される区域とする。

1 避難対象地区

「伊勢・三河湾」に津波警報が発表された場合	港区一州町、入船一丁目、大江町、金城ふ頭一丁目、金城ふ頭二丁目、金城ふ頭三丁目、汐止町、潮風町、潮見町、昭和町、空見町、千鳥二丁目、築三町1丁目、築三町3丁目、築地町、野跡二丁目、野跡三丁目、野跡四丁目、東築地町、船見町、港町のうち、防潮壁の海側の地域
「伊勢・三河湾」に大津波警報が発表された場合	本市の津波浸水想定区域に該当する地域

第5 津波からの防護のための施設の整備等

- 1 河川及び港湾等の管理者は、ここに定めるもののほか、第2章第2節の定めるところにより、津波対策に関する必要な措置を講ずる。
- 2 河川及び港湾等の管理者の整備方針及び計画は、次による。
 - (1) 防潮壁、堤防、水門等の点検方針及び計画は、第2章第2節第3及び第4の定めるところによる。
 - (2) 水門等の自動化及び遠隔操作化については、早期の実施を検討するとともに、防潮壁、堤

防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画は、第2章第2節第3及び第4の定めるところによる。

(3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順については、地震災害対策計画編：第1章第13節【水防活動】の定めるところによる。

(4) 津波により孤立が懸念される地域の飛行場外離着陸場、港湾等の整備等の方針及び計画は、広域防災拠点の活用をふまえ、第2章第2節第4の定めるところによる。

第6 津波避難ビル指定等推進事業

1 趣旨

本市における津波被害想定によれば、津波到達までの時間的余裕や地形的条件等から鑑みて、津波到達までに避難対象地区の外に避難することが困難な地域は想定されていない。しかし、想定外と言われる東日本大震災における津波災害に鑑み、津波から一時もしくは緊急避難・退避するために、災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所として津波避難ビル等の指定を推進する。

2 対象区域

中村区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区及び緑区の7行政区とし、新たに指定する施設については、原則、津波災害警戒区域内に所在する施設（津波災害警戒区域内に宅地の一部が所在する場合も含む）に限るものとするが、地域からの要望があった場合等は津波災害警戒区域外の施設も指定できるものとする。

3 津波避難ビル等の周知

(1) 津波避難ビル等に指定された施設の出入口等で、市民から見やすい箇所に、図記号を利用したわかりやすい案内表示を行い、日頃から周知する。

(2) 津波避難ビルの位置や津波に対する避難行動などを掲載した津波ハザードマップを作成し配布する。

第19節 危険物等災害予防計画

危険物、指定可燃物、毒物・劇物、高圧ガス、火薬類の危険性物質の爆発、火災あるいはこれに伴う多量の有毒ガスの発生は、地域住民の身体、生命及び財産に多大の危害を加えるおそれがあるので、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い、運搬に対し、災害防止のための規制、指導及び予防査察を強化するとともに、事業所の関係者並びに危険物取扱者等に対する保安教育、訓練及び防災知識の普及徹底を図るものとする。

第1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物

1 火災予防査察の実施

消防法第4条及び第16条の5の規定により、危険物製造所等並びに少量危険物取扱所及び指定可燃物取扱所（以下「危険物施設等」という。）に立ち入り、危険物施設等の位置、構造、設備の状況並びに危険物等の貯蔵又は取扱いの状況が、法令の技術上の基準に適合しているか否かを検査する。また、毒物・劇物等については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の有無及び貯蔵又は取扱いの状況を確認する。

2 防災意識の向上

危険物施設等を保有する事業所の関係者に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、危険物安全週間等の機会をとらえて講習会等各種行事を開催し、危険物等に関する知識や防災意識の向上を図るなど、保安教育体制の強化に努める。

3 自主防災体制の確立

- (1) 危険物製造所等については、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び消防法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。
- (2) 消防法第8条（消防計画作成義務）及び消防法第14条の2（予防規程制定義務）等の規定による防災体制は、常に事業所の操業実態に合ったものとするよう指導する。
- (3) 隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を指導するとともに、消火薬剤、流出油処理剤、中和剤等の備蓄の推進を指導し、自衛消防力を強化する。
- (4) 危険物施設等に出入りする関係業者の使用する車両その他の機器の維持管理状況についても適正であることを徹底するよう指導する。

4 危険物施設地域の火気制限

危険物施設集合地域である港区潮見町（通称「潮見ふ頭」）全域を消防法第23条の規定に基づき、たき火又は喫煙を禁止する区域に指定し、この地域における火気制限と火災の警戒を図る。

5 危険物等関係施設の安全性の確保

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

第2 高圧ガス

1 予防査察

高圧ガス保安法第62条及び液化石油ガス法第83条の規定により、高圧ガスを取り扱う事業所等に立ち入り、高圧ガス施設等が技術上の基準に適合しているか否かを検査する。

2 自主保安体制の確立

高圧ガスの製造所等に対して保安教育を適正に実施するよう指導するなど、事業者の自主保安体制の充実を図る。

第3 火薬類

1 予防査察

火薬類取締法第43条の規定により、火薬類の販売所等の火薬類を取り扱う事業所等に立ち入り、火薬類の貯蔵等が技術上の基準に適合しているか否かを検査する。

2 自主保安体制の確立

火薬類の販売事業者に対して保安教育を適正に実施するよう指導するなど、事業者の自主保安体制の充実を図る。

(資料)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・ 危険物大量保有事業所 | (附属資料編 計画資料 20) |
| ・ 高圧ガス大量保有事業所 | (附属資料編 計画資料 22) |
| ・ 化学消火薬剤等の備蓄状況 | (附属資料編 計画資料 24) |

第20節 都市ガス災害予防計画

ガス漏れ又はガス漏れによる二次災害に対しては、地下鉄、地下街等の工事に起因する屋外におけるものと、建築物等の工作物内部におけるものを対象として、地下鉄、地下街企業者、防災関係機関、ガス事業者、防火対象物関係者等の措置すべき予防対策の明確化を図るものとする。

なお、地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあっては、昭和56年の名古屋市臨時地下街防災会議における決定事項の推進を図るものとする。

第1 地下鉄、地下街の工事に起因する屋外における事故

1 道路管理者の措置

道路管理者は、地下鉄工事等道路の掘削工事を施工する場合における事故の防止に必要な事項を定め、地下鉄、地下街企業者に対し指導するとともに、工事現場の監察を適切に実施し、事故防止を期するものとする。

また、道路占用調整協議会等の機会を通じて、関係者に対し事故防止の徹底を図るものとし、工事請負業者に対しても建設業協会等の組織を通じて周知徹底させるものとする。

2 地下鉄、地下街企業者の措置

地下鉄、地下街企業者は工事の施工にあたり、火災予防条例の定めるところにより掘削工事に係る災害予防計画を作成し、防災活動組織の確立、災害予防対策及び応急措置等について定めるとともに、当該計画書を所轄消防署長へ提出しなければならない。特に、ガス事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) ガス導管の保安確保対策について、ガス事業者と事前に協議すること。
- (2) ガス事業者と協力して、工事現場におけるガス導管の保安監視のための巡回、点検を定期的実施すること。
- (3) 地下鉄工事等の工事現場と工事現場詰所との間を連絡する通報装置を確保するとともに、ガスの漏えいがあった場合のガス事業者、警察及び消防機関に対する通報並びに工事現場付近の住民等に対する広報の方法について、工事請負業者と十分打合せ、現場作業員に周知徹底を図ること。
- (4) 工事現場における杭打ち機、ショベルカー等建設機械の運転操作を慎重に行うよう工事請負業者を十分監督すること。
- (5) 道路管理者あるいは産業保安監督部等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。
- (6) ガス導管の保安状況等について所轄の警察及び消防機関へ適宜報告するなど警察及び消防機関と密接な連絡を図ること。

3 ガス事業者の措置

地下鉄、地下街工事が施工される場合に、ガス事業者が事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地下鉄企業者等から地下鉄工事等道路の掘削工事の施工にあたって、ガス導管の保安確保対策

に関して協議のあった場合は、これに積極的に協力するとともにガス導管の保安について必要な助言を行うこと。

- (2) ガス導管の保安監視のため、工事現場の巡回、点検を独自に、あるいは地下鉄、地下街企業者と協力して定期的に実施すること。
- (3) ガスの漏洩等の事故が発生した場合における通報について、あらかじめ地下鉄、地下街企業者と打ち合わせておくとともに、警察及び消防機関とも連絡を密にしておくこと。
- (4) 中部近畿産業保安監督部等の行政官庁の事故防止に関する指示事項を誠実に遵守すること。

第2 建築物等工作物内部の事故

1 消防機関の措置

- (1) 火災予防査察の実施にあたっては、特に必要がある場合は、ガス事業者と調整を図り、合同してこれを実施する。
- (2) ガス事故防止及びガス事故発生時における防火対象物関係者等の執るべき措置について消防計画に規定するよう指導する。

2 ガス事業者の措置

- (1) 保安点検の実施にあたっては、必要に応じて消防機関と調整を図り、特に必要がある場合は、合同してこれを実施する。
- (2) ガス導管及びガス機器等の安全対策を推進するとともに、都市ガス警報器の普及に努める。
- (3) 需要家に対して、ガスの特性、ガス漏れ時の対応措置等安全意識の普及高揚に努める。

3 防火対象物関係者の措置

消防法令に定めるガス漏れ火災警報設備の設置に努めるとともに、消防機関、ガス事業者等と調整し、又は指導を受け、従業員に対する安全教育及び訓練を実施し、さらにガス導管の布設及びガス機器の使用状況を把握しておくものとする。

なお、地下街及びこれと連絡する建築物の地階にあつては、次に掲げる「名古屋市地下街応急対策細目」（予防対策関係）の推進を図るものとする。

(1) 防災センターの保安器材等の設置

- ア 携帯式ガス検知器を2器以上常備する。
- イ 都市ガス配管系統図を備え付ける。
- ウ 立入禁止掲示板及びロープを常備する。

(2) ガス漏れ火災警報設備の設置

都市ガスを使用する店舗及び場所等にガス漏れ火災警報設備を設置するとともに、有線で防災センターと結び、自動的に管理できるシステムを構成する。

(3) ガス導管（内管）の明示

ガス導管（内管）は、他の配管と区別できるよう「緑色」（塗料用標準色D10-506）で明示する。

(4) 消火及び安全避難の確保

- ア 通路、階段等に物品等が置かれることによって、避難の障害とならないよう常時監視する。
- イ 各避難口に設けられているシャッターの点検と整備を励行する。
- ウ 誘導灯の点検と整備を励行する。
- エ 消火器、自動消火設備等の点検と整備を励行する。

(5) 保安教育の実施

地下街従業員等に対し、定期的に保安教育を実施する。

(6) 早期出動体制等の確保

東邦ガス株式会社にあつては、ガス漏れ通報を直接受信する専用電話を設置するとともに、早期出動体制を確保する。

(資料)

- ・ 名古屋市地下街応急対策細目

(附属資料編 計画資料 25)

第21節 海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水等の海難及び事業所の火災、爆発等の事故に伴う海上への油流出等の災害の発生といった海上災害に関しては、名古屋海上保安部、名古屋港管理組合等の防災関係機関と協議のうえ、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 情報の収集・伝達手段の整備

防災関係機関は、災害に関する情報収集体制を整備するとともに、県地域防災計画に定める伝達系統に従って、迅速・確実に伝達されるよう情報伝達系統の整備に努めるものとする。

第2 災害応急対策の整備

1 資機材の備蓄

防災関係機関は、災害に係る迅速・的確な救難活動・消火活動及び流出油等防除活動を実現するために、関係施設・船艇・資機材（救難用機材・消防用資機材・流出油防除用資機材等）の整備、充実に努めるものとする。

2 相互応援体制の整備

防災関係機関は、災害に係る災害応急対策を迅速・的確に実施するため、相互応援体制の整備及び充実に努める。

第3 防災体制の強化

1 防災訓練

防災関係機関は、単独又は共同して、災害に係る対応能力の向上のため訓練を実施する。

2 海上防災思想の普及

防災関係機関は、海上災害に係る防災思想の普及に努める。

第22節 鉄道災害予防計画

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に関しては、東海旅客鉄道、日本貨物鉄道、名古屋鉄道等の防災関係機関などと協議のうえ、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 本市の災害予防対策

1 鉄道等施設の状況の把握

鉄道事業者と連携して施設の状況の把握に努める。

2 情報通信手段の整備

鉄道事業者との情報通信手段については、保守点検を行うとともに、平常時よりその活用に努める。

3 防災体制の強化

鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2 各鉄道事業者の災害予防対策

【市営交通】

1 安全管理のための広報、体制の整備

各種事故防止等の広報を行うとともに、安全総点検及び自主保安監査を実施し、安全管理体制の整備に努める。

2 事故防止施設等の整備

旅客の安全輸送、安全避難を確保するために防災設備、放送・通信設備、消防設備を整備し、防火管理者等による防災管理対策を行う。また、各種設備については点検を実施し、安全確保に努める。

3 職員教育及び訓練

各種設備について、随時職員教育を行う。また、事故の応急処理及び復旧方法、事故情報の伝達並びに乗客誘導及び案内等について訓練を行うとともに、車両の脱線復旧訓練及び非常発電機運転訓練を実施する。

【東海旅客鉄道㈱】

1 安全管理のための広報、体制の整備

全国交通安全運動期間中において、踏切通行ドライバーに安全通行を呼びかけ、非常ボタン（踏切支障報知装置）の取扱い方や列車防護の方法を指導する。また、小学校・自動車学校を訪問し、踏切の安全通行の協力をお願いするなど社外関係機関との連携により踏切事故の撲滅を目指す。

鉄道妨害防止運動を実施する中で、列車妨害防止のほか、鉄道警察隊と協力して踏切事故防止

PRを行う。

2 事故防止施設等の整備

駅などに設置している各種センサー（雨量計・地震計・水位計・積雪計）からの情報をリアルタイムで一元管理し、運転規制が必要な場合には、警報を駅や輸送指令に速やかに表示し災害を伴う事故を未然に防止する。

3 社員教育及び訓練等

安全に対する業務を行う社員には、事故防止に必要な知識と技術力を高めるため、職場内や社員研修センターで教育訓練を実施する。

定期的に関係する社員の知識・技能を確認し、安全のための技能レベルの維持・向上を図る。また、新しい業務に携わるときには、その基本的な知識と技術を習得するための基礎教育を実施する。

関係自治体と協調をとり、9月1日「防災の日」を中心に防災訓練を全社的に実施する。

その他教育訓練用装置などを活用するほか、実際の車両や地上設備を使った脱線復旧訓練や、線路・架線、信号設備などの復旧を含めた総合復旧訓練を開催し、復旧技術の向上を図る。

【日本貨物鉄道(株)東海支社】

1 安全管理のための広報、体制の整備

異常時の円滑な輸送体制を維持するための危機管理マニュアルを作成し、通信途絶時の指示系統を始め、列車の運転整理等の標準化を図る。

運行の管理は線路を所有する鉄道事業者に委託していることから、事故発生の場合は、事故発生地点の運行管理者（輸送指令員）に連絡、通報することにより対応する。

2 事故防止施設等の整備

機関車全車両約537両に自動列車停止装置（ATS）を備えつけている。また、非常時に付近の列車を一斉に停止させる列車防護無線機を全車両に搭載し対応している。

事故発生後の情報収集設備として、ダイヤ混乱時の列車停止位置情報を迅速に得るため、東海道、山陽本線に使用する電気機関車にGPSアンテナと移動体通信装置を搭載している。

3 社員教育及び訓練等

毎年秋季に総合脱線訓練を開催、車両の脱線と積載物の化成品流出及び火災の発生を想定して訓練を行う。また、同時に社屋からの非常用避難器具の操作、使用訓練も実施する。

【名古屋鉄道(株)】

1 安全管理のための広報、体制の整備

踏切事故を防止するため、全国交通安全週間中に、踏切事故防止キャンペーンを実施し、駅構内および列車内においてPR放送の実施、案内表示器へのPR文章の表示、ポスターの掲出等により、当社利用者を対象に事故防止を呼びかける。

体制については、「防災規則」及び「運転事故処理手続き」を定め、日常から関係係員に対し、

各自の役割、取扱いの徹底を図る。

2 事故防止施設等の整備

防災情報集中監視システム（地震・降雨・風速が、それぞれの規定値に達した場合、ディスプレイ内に警報を発するもの）を導入し、降雨・風速・震度・河川水位の各情報をリアルタイムで名古屋運転指令室において把握し、総合的な気象情報の監視を行う。

また、システムの導入に合わせて、警報に応じたきめ細かな運行管理手配を迅速にとるよう図っている。なお、地震については、列車無線の自動放送装置に連動し、震度4以上の地震が発生した場合において自動的に列車の緊急停止手配をとるものとする。

また、踏切事故を防止し、安全・正確な列車運行を確保するため、踏切の格上げ（警報機・遮断機の取付け）・統合・廃止・立体交差化を行うほか、障害物検知装置と連動したATSの設置、光る遮断かん（LED付遮断かん）、非常ボタン等の設置を行い、踏切保安設備の充実に努める。

3 社員教育及び訓練等

日常から関係係員に対して、教育等を通じて、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、大規模災害や列車の脱線等を想定した災害訓練を関係部署合同で行う。

【近畿日本鉄道㈱】

1 安全管理のための広報、体制の整備

全国交通安全運動期間中において、踏切事故防止キャンペーンを実施し、ポスターの掲示のほか踏切通行ドライバーに安全運行を呼びかけ、非常ボタン（踏切支障報知装置）の取扱い方をPRする。また小学校等を訪問し、踏切の安全通行をお願いするなど社外関係機関との連携により、踏切事故の撲滅を期す。

体制については、「鉄道災害警戒態勢」のほか、災害発生時における「異例事態対応規程」及び「運転事故処理規程」等を定め、日常から、関係社員に対し、役割、取扱いの徹底を図る。

2 事故防止施設等の整備

全車両に自動列車停止装置（ATS）を備えているほか、非常時に付近の列車を一斉に停車させる防護無線を列車に装備している。

風水害等による事故災害を予防する目的で、風速計、雨量計、河川水位標、地震計を整備し、それぞれの規制値に達した場合、運転規制を行う。

3 社員教育及び訓練等

日常指導及び年間訓練計画に基づき、事故・災害発生時における安全な列車の運行確保について徹底を図るとともに、年1回、列車の脱線、架線断線等を想定した各部門が参加する事故災害復旧訓練を行う。

第23節 道路災害予防計画

トンネル、橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害について、名古屋高速道路公社等の防災関係機関などと協議して、事故発生の防止及び事故の及ぼす影響を最小限に抑えるための諸々の事前対策を講ずるものとする。

第1 本市の予防対策

1 情報通信手段の整備

大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

また、災害発生時の広報活動等に関し、あらかじめ関係機関と協議し、連絡体制及び伝達体制の整備を図る。

2 防災体制の強化

道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、道路等の異常の早期発見・事故防止に努めるとともに関係機関と連携したより実践的な訓練を実施する。

また、災害の形態にあわせた迅速な活動体制の充実に努める

3 職員等の防災教育及び訓練

円滑な災害復旧のため、マニュアル等を作成し職員への周知を図るほか、防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、職員等を対象として防災教育及び訓練を実施する。

第2 本市以外の道路管理者の予防対策

(中部地方整備局、中日本高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社)

1 通信施設の整備

災害時における情報連絡、命令の伝達等に必要な通信施設の整備及び点検に努める。

2 人員の確保及び緊急用資材の調達等

災害の状況に応じ、被害の拡大防止、道路啓開及び応急復旧に必要な人員の確保並びに資機材の調達及び供給に必要な措置をあらかじめ定めておくとともに、資機材の備蓄及び点検に努める。

3 道路構造物の定期点検

道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、道路等の異常の早期発見・事故防止に努める。

4 交通施設の整備、防災構造化及び維持管理

高速道路、国道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

高速道路等の構造は、地質、構造等の状況に応じ、防災上十分な安全を見込んだ交通施設の整備を進めるとともに、避難路(非常口)等の防災設備の維持管理に努める。

5 防災訓練及び防災教育

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

また、防災に関する一般知識、関係機関等の防災計画及び緊急時の措置等について、職員等を対象として防災教育を行うものとする。

6 緊急輸送道路等の確保

災害時の初動対応として、緊急通行車両等の通行ルート確保のため、道路啓開ルート（くしの歯ルート）をあらかじめ定めておく。

第24節 放射性物質災害予防計画

第1 防災対策の実施

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

- 1 関係法令の遵守
- 2 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- 3 施設の不燃化等の推進
- 4 放射線による被ばくの予防対策の推進
- 5 施設等における放射線量の把握
- 6 自衛消防体制の充実
- 7 通報体制の整備
- 8 放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施
- 9 防災訓練等の実施

第2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する事業者、関係局は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。

第3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めるものとする。

第4 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。

第5 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努めるものとする。

（資料）

・放射性物質保有事業所

（附属資料編 計画資料23）

第25節 原子力災害予防計画

第1 県との連携及び情報の収集・連絡体制等の整備

市は、県と中部電力株式会社、関西電力株式会社、日本原子力発電株式会社及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下、「4原子力事業者」という。)の情報連絡体制に係る各合意内容に基づき、県が得た情報の収集に努める。

また、緊急時の環境放射線量等のデータに関し、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI(スピーディ)ネットワークシステム)等による予測データを県等と情報共有を図ることができるよう、平常時からの連絡・調整窓口の確認、意見交換等を行う。

第2 原子力防災に係る専門家との連携

市は、原子力防災に関して国、県等の専門家から助言を得る体制を整備する。併せて、必要に応じて原子力防災に関するアドバイザーを設置し、専門的、技術的な立場から助言を求める体制を整備する。

第3 防災対策の実施

原子力事業者は、以下の原子力災害予防対策を実施する。

- 1 原子力防災体制の整備
- 2 原子力防災組織の運営
- 3 輸送容器周辺の放射線量の把握
- 4 放射線測定設備及び原子力防災資器材等の整備
- 5 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備
- 6 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設及び設備の整備、点検
- 7 原子力防災教育の実施
- 8 原子力防災訓練の実施
- 9 関係機関との連携

第4 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て退避所の確保に努める。なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくものとする。さらに、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

第5 環境放射線モニタリングの実施等

- 1 市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内

の環境に対する影響を評価するため、各地のモニタリングポストから得られる情報を収集し、拡散状況を把握する。併せて、市内の状況を把握するため、モニタリングポストや可搬型測定機器により、空間放射線量率の測定を実施し、測定結果をウェブサイトで公表する。

- 2 市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱に関し、研修会の実施等を通じてその習熟に努める。

第6 道路交通管理体制の整備等

- 1 県警察は、道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する交通規制を円滑に行えるよう道路交通管理体制の整備に努める。
- 2 道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動を円滑に行えるよう情報連絡体制の整備に努める。

第7 健康被害防止に係る整備

- 1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。
- 2 予防対策を実施する各機関（原子力事業者、県警察、県、中部運輸局、第四管区海上保安本部及び各局）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図るものとする。
- 3 市は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努めることとする。

第8 風評被害対策

- 1 市は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、県、周辺市町村、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時からの的確な情報提供等に努めることとする。
- 2 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。

第9 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- 1 市は、国及び県などと連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- 2 市は、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- 3 市は、国及び県と連携し、市民等からの問い合わせに対応する市民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。

- 4 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、国及び県と連携し、高齢者、障害者、外国人などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- 5 市は、テレビ放送局、ラジオ放送局等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第10 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮するとともに、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること
- 3 市、県及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること
- 4 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第11 原子力防災業務関係者に対する研修

市及び県は、防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について、原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求めるものとする。

- 1 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること
- 2 原子力発電所等の概要に関すること
- 3 原子力災害とその特殊性に関すること
- 4 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 5 モニタリング実施方法及び機器に関すること
- 6 緊急時に県や国等が講じる対策の内容
- 7 緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- 8 その他緊急時対応に関すること

第12 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

第26節 区防災調整会議

平常時における防災関係機関等相互の連携体制を強化し、区の防災対応力の向上を図ることを目的に、各区に区防災調整会議を設置する。

区防災調整会議は、防災関係機関や住民代表者などで組織し、その目的を達成するために、平常時において防災関係機関相互の連絡体制の確立に関すること、防災情報の共有化に関すること、防災訓練の実施に関すること、その他防災対応力の向上に関することなどを調整する。

第27節 防災に関する調査研究

災害予防、都市計画及び都市防災基盤の強化に資するため、台風等の自然災害による被害の想定や降雨特性等に関する調査研究を実施しているところであり、これらの調査研究結果から得られた情報を総合防災情報システムと有機的結合を図り、市民への情報提供並びに防災行政施策樹立の基礎資料として活用するものである。

なお、こうした調査研究は、市域の実態の変化にともない定期的に見直しを図るものとする。

第28節 震災対策の推進

都市社会において発生する大規模地震は、阪神・淡路大震災、東日本大震災に見られたように、複雑多岐かつ広汎で甚大な被害をもたらすこととなる。そのため、地震災害の発生原因、各種被害の態様、被害程度の予測及びその防止対策等を科学的かつ総合的に調査研究を進めるとともに、これらの結果に基づき、震災対策を推進する必要がある。

名古屋市では、この様な視点に立って、昭和47年以降、震災に関する調査研究を行いながら各種の対策を講じてきたが、今後も引き続き、震災対策の充実に努めていくものとする。

なお、平成9年度における本計画の改訂にあたっては、阪神・淡路大震災から得られた教訓・課題をもとに限られた期間の中で、見直しを行ったものである。また、平成25年度における改訂では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、本計画の総点検を行っており、今後ともこれらの成果を反映させていくことが必要である。

さらに、この計画を実効あるものにするためには、より細部にわたっての検討が必要な場合もあり、また、着実な推進を図るための不断の努力が要請されるものである。

なお、震災対策を推進するため、現在までに行ってきた調査研究の内容及び今後の方針等については次のとおりである。

1 基礎的調査研究

地震災害に関しての基礎的資料を得るため、名古屋市域における地形、地質、地盤の構造、地盤の震度特性、地震波速度、地盤の液状化、地盤環境等について調査研究を行ったが、今後も引き続き、基礎的調査研究を進めていく。

2 被害想定に関する調査研究

地震による被害の発生態様及び被害程度の予測を行うことは、震災対策を進めていくうえで重要である。そこで、名古屋市では従来から種々の被害想定に関する調査を行ってきた。現在の本計画の基礎となっている被害想定のうち、濃尾地震に関する調査については、平成7～8年度にかけて実施したものである。平成10年度にはこれらの調査で得られた成果などを活用し、地震発生直後での被害予測が可能な地震被害予測システムを整備した。また、平成15年度には、市民の防災意識を高めるため、地震ハザードマップを作成する基礎資料として東海地震等の震度分布、液状化危険度の予測調査を行った。（地震編資料1-18-1（1）から（8））また、平成24～25年度にかけて「南海トラフの巨大地震」に関する被害想定調査を行っており、今後も震災対策に必要となる被害想定に関する調査研究を進めていく。

3 震災対策に関する調査研究

基礎的調査研究及び被害想定に関する調査研究等に基づき、避難に関すること、都市防災に関すること、出火・延焼防止に関すること、地下街等におけるパニック防止に関すること等について具体的な対策の調査研究を進めてきた。

今後は、これらの調査を引き続き行うとともに、これらの調査研究結果から得られた情報をデータベースとして整理するとともに、様々な防災行政分野での共有化を図り、施策樹立のための基礎資料とするとともに、市民への情報提供も進める。

なお、こうした調査研究は、市域実態の変化や社会条件の変化にともない、見直しを図るものとする。

(資料)

・震災に関する調査研究項目一覧

(地震災害対策計画編 地震編資料2-16-1)